

泉
屋
叢
考

近世住友金融概史

第
貳
拾
輯

泉屋叢考

第貳拾輯

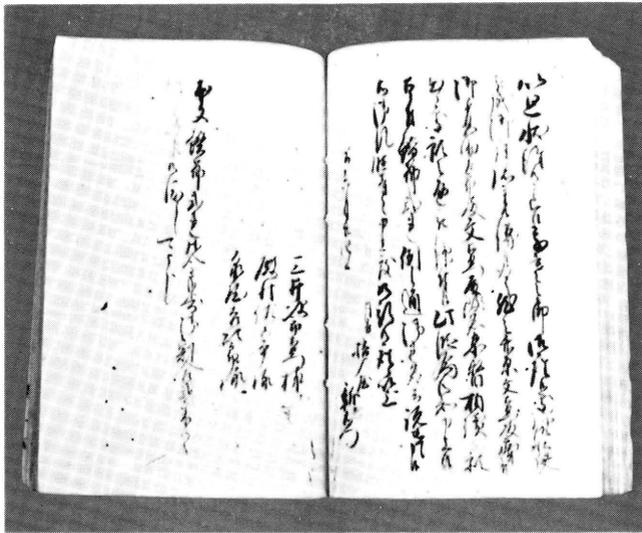
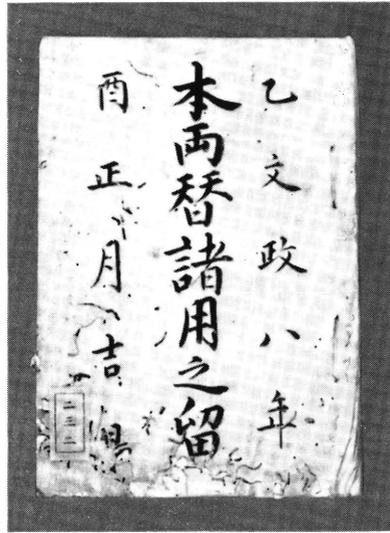
三 近世住友金融概史

近世における住友の金融業(一)

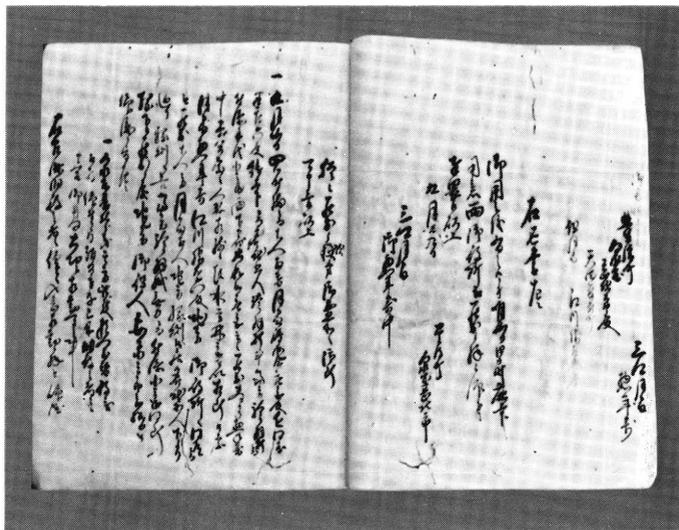
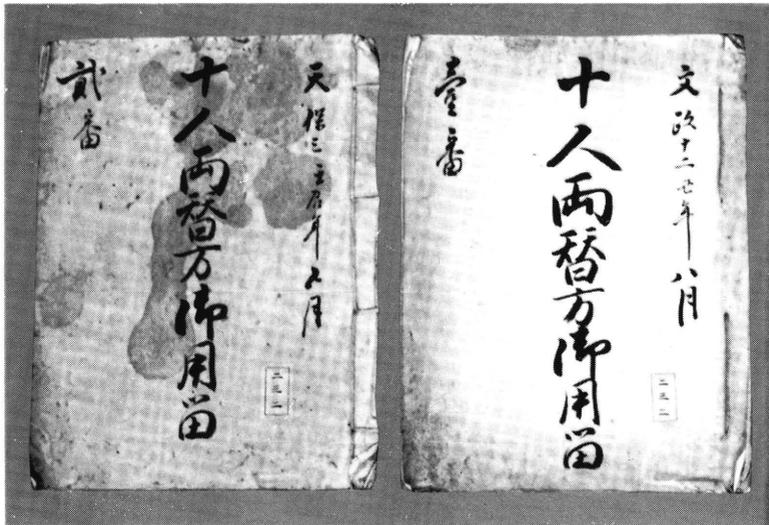
付録 近世住友金融関係資料

近世住友金融概史

近世における住友の金融業(二)



本兩替諸用之留



十人兩替方御用留



米 切 手

出雲
津輕

明石
中津

近世住友金融概史 近世における住友の金融業(二)

目次

一	はじめに	一
二	近世前期の金融業	三
	(一)大坂における分家の両替業	三
	(二)江戸中橋店の営業と五ヶ一為替方	九
三	近世中期の金融業	一五
	(一)札差業の開始	一五
	(二)大坂における分家の両替業	一八
四	近世後期の金融業	二六
	(一)江戸における両替業の開始	二六

(二) 豊後町店における金融業

三〇

五 近世住友の大名貸

三六

一 はじめに

近世住友の金融業については、江戸における札差業の研究を^①除いては、これまでほとんど研究がない。それは簡単にはできない理由があるからで、次のようにまとめることができよう。

一 住友の本業は銅鋳業・銅精錬と銅貿易であつて、金融業は主たるものではないが、その比重はかなり大きく、しかもその大きさが年代によって変化している。例えば江戸浅草には札差店を置き、また古くからあつた中橋店で文化以降両替業を営んだが、これらの金融業が住友の事業全体にどのような位置を占めていたかを正確に判定するのは、史料上の制約もあつて容易ではない。

二 大坂でも当主の名義で銅座掛屋御用や金銀引替御用、諸藩や代官の蔵元・掛屋などを広く勤めたが、それらの史料はまとめたものは少なく、細かな史料が多数、しかも散在しているの
で、史料の整理と併せて実態を解明する作業が必要である。ことに銅山稼行や産銅の廻送・売買と関連する場合もあり、関係史料を広く調査しなければならぬので、その解明は簡単ではない。

三 分家のうちに両替業を営むものがいたが、住友家の本分家関係の研究が未開拓である。本

分家による同族の家産共有制を続けた形跡はないが、分家の当主が本家の家政を主宰した時期や、分家の主たる店舗を本家が吸収した時期もあり、さまざまな本分家関係がみられる。また分家の系譜の詳細は必ずしも明らかではなく、その経営史料もほとんど伝わっていない。

このように住友の金融業は、細部においても全体像においても、現在のところ叙述するのはなかなか容易ではないのではあるが、重要な分野であることは間違いないので、将来の研究のための布石として、ここにその概略を述べてみたい。

註

① 宮本又次「江戸札差と住友家」(『住友銀行行史編纂資料』住友銀行行史編纂委員会、昭和五十年)

脇田修「札差業と住友―近世における住友の金融業(一)」

(『泉屋叢考』第拾六輯、昭和五十一年)

末岡照啓「天保の無利息年賦返済令と札差―泉屋甚左

衛門店の経営分析を通して―」(『国史学』第一一六・

一一七合併号、昭和五十七年)、同「江戸浅草米店(札

差店)支配人広瀬義右衛門義泰について」(『住友修史

室報』第七号、昭和五十七年)

二 近世前期の金融業

(一) 大坂における分家の兩替業

住友家は二代友以(慶長十二年生、寛文二年没、一六〇七—一六六二、住友泉屋創業者)のとき、銅精鍊と銅貿易さらに銅鋳業を家業の根幹に据え、業界第一人者の地位を築いたが、その子友貞(通称平兵衛)の分家によって、金融業をも手がけることになった。住友友良の「先祖伝書」^①に、友貞について次のように記されている。

住友平兵衛友貞慶安元年子生、淡路町一丁目居、幼名龜之助云、寛文二寅年父良入(友以)死、同年今橋二丁目分家、兄吉左衛門(友信)と銅都而徳用六步四步配分ス、爲金銀兩替諸大名之用達、問屋町・大和町兩所於掛屋鋪吹銅、泉屋忠兵衛探也、^(株)亦出詔而崎陽に下御用銅、從延寶二年寅七月仕分銀四百九拾貫目爲凡一步一年納六拾貫目利、六步四步配分止、七月限

貞享元年酉正月、江戸爲替間違成不納、依之出公邊、身上分散ス、同年間屋町吹所移、

其後春貞(友信・友貞母)隠居所順慶町一丁目移、死

これによると、寛文二年(一六六二)、一五歳のとき、今橋二丁目に分家し、父友以の家督を嗣いだ兄友信から、利益の四〇%を配分されることになった。また「金銀兩替諸大名之用達」とあるように、金融業を開始し、銅精錬・銅貿易にも従事した。延宝二年(一六七四)、二七歳のとき、本家から仕分銀四九〇貫目を与えられて独立し、同時に利益の配分は止められた。貞享元年(一六八四)に江戸爲替の間違いから、身上分散になったということである。

この史料にもあるように、友貞は銅屋株を受けつぎ、この株は延宝六年に、銅屋株一六の一つとして公許された。^② 身上分散の後も銅吹屋としての活動は見られ、^③ また銅屋株も保持して、元禄八年(二六九五)に堺の海部屋市左衛門にこの株を譲渡した。

友貞は寛文十年には十人両替に加わっているから、両替業において有力な商人と目されていたことはたしかである。十人両替創始のころの様子は、「初発言上候帳面寫」によると次のようである。^④

寛文二寅年始而小判御買上之節三人被仰付、其後三人加、六人ニ相成候、寛文十戌年以

後段々御買上金被仰付、仲間拾人ニ被仰付候、其後増減有之

寛文年間に長崎からの小判輸出が増加して、年間十数万両にも上ったことがあり、国内の金銀産出は減少傾向にあったところからも、幕府は小判の買上げを命じ（寛文二年）、兩替屋仲間を通じて小判の定期売買を停止させているが、通貨政策を徹底させるため、有力な兩替商を取立てて統制したのである。^⑤ 寛文二年には天王寺屋五兵衛・小橋屋淨徳・鎰屋六兵衛の三人を取立て、その後六人となって、十年に十人兩替となった。

次の史料は十人兩替の由来を述べたもので、泉屋平兵衛の名が見える。^⑥

乍恐口上

此度十人兩替屋之儀御尋被爲 成候ニ付、左ニ奉申上候

一彦坂壹岐守様御奉行之時、大坂兩替中へ御觸被遊、大勢罷出小判賣上申候、其後天王寺屋五兵衛・新屋九右衛門・鍵屋六兵衛・坂本屋善右衛門・天王寺屋作兵衛・新屋左右衛門・泉屋平兵衛・譽田屋孫右衛門・鴻池喜右衛門・助松屋利兵衛、以上拾人ニ被爲 仰付賣上申候ニ付、此節より十人兩替と唱來り申候、尤其後人數無人ニ相成候而も相勤來り候處、興津能登守様御奉行之時、又々十人ニ相揃候様被爲 仰付候ニ付、

當時ニ而は十人ニ而相勤申候

右之通御座候ニ付、乍恐以書付奉申上候、以上

安永七戌年六月八日

御奉行所

十人兩替屋共印

友貞は、寛文十年十人兩替制になったときはじめて取立てられたのか、それ以前の六人の段階から加わっていたのかは、はっきりしないが、当時本家と友貞家とは、財産をまだ明確に分離してはおらず、住友は長崎輸出銅のうち約三分の一を一族で占め、貨物輸入貿易にもすでに携っていたと考えられ、多額の金銀を繰回していたから、兩替業の経営規模もかなり大きなものであったと思われる。延宝二年に友貞が独立したとき、仕分銀が四九〇貫目というのは、その資産内容は明らかではないものの、同年の鴻池家「算用帳」の純資産が四七五貫目余であったのだから、単純にこの数字だけみると、それ以上である。

しかし友貞の兩替業は貞享元年に、江戸為替の間違のため幕府へ出訴されて身上分散となった。兄友信が翌二年に壮年で隠居し、若年の嗣子友芳に家督を譲ったのも、保証人としてこれに連坐したからであろうと推測されている。^⑧これによって住友の兩替業は一旦中絶することになった。

次いで四代友芳の弟友弘（通称理左衛門）が両替業を営んだ。正徳五年（一七一五）の住友家の親類書の中で、友弘は「大坂淡路町壹町目ニ金銀兩替商賣仕候」と書かれている。友弘は貞享二年に銅屋株（手代與九郎名義だったもの）を譲り受けた。この年父友信が隠居し、兄友芳が一六歳で相続している。年少の友弘への家産分与の一つかと考えられる。また貞享五（元禄元）年、長堀茂左衛門町の家屋敷を買足したとき、名義人は理左衛門とされた。住友本家は元禄三年に、淡路町一丁目から長堀茂左衛門町に移転した。その後も淡路町に地売銅の店は残ったが、理左衛門の淡路町両替店は、あるいはこのころ開業したのではあるまいか。

友弘は享保二年（一七一七）に没し、養子甚吉が相続して理左衛門を襲名した。甚吉は木屋（永瀬氏）七郎右衛門（のち七左衛門）の子で、母は友芳の妹であるから、友芳・友弘らの甥に当たる。永瀬家は材木商で、大坂北組惣年寄と糸割符宿老を兼ねた家柄である。西横堀は古くは七郎右衛門堀を称したが、これは初代の七郎右衛門が開削したためである。^⑩

理左衛門は享保八年、実父に相続人がないため永瀬家に復帰し、理左衛門家は絶家になった。そのいきさつを記した史料の一部は次のようである。^⑪

淡路町泉屋理左衛門殿儀、近年紙商賣被致候得共、中々渡世成かたく相見に、依之一兩

年以前長崎端物問屋株ニ入候得共、是迎も大分之元手入候故、難取付相見候、然所實父永瀬七左衛門殿近年病身ニ御成、役儀難勤り、其上相續之男子無之候故、理左衛門殿を引取、名跡相續致度由段々相談之上、右之通片付不申候而は双方共難濟候ニ付、享保七寅十二月相談相極メ(下略)

これによると理左衛門は紙商売を営み、また長崎端物問屋株を入手したものの、資金難のため軌道に乗らず、家業はあまり好調ではなかった。また両替業のことは見えず、これ以前に廃業していたものと思われる。ここでまた、両替業は中絶した。

註

- ① 友良は友貞の子友房を初代とする理助家の三代で、文化七年に四六歳で没した。
- ② 泉屋忠兵衛(友以の弟、蘇我氏)株というのは正しくない。泉屋長十郎名義で延宝四年ごろまで保持していた一時中絶したのが、同六年の銅屋株公許のとき、復活が認められたものである。
- ③ 小葉田淳「銅吹屋熊野屋と熊野銅山」(『熊野誌』第二七号、昭和五十六年)
- ④ 『大阪市史』第五 八二頁
- ⑤ 作道洋太郎「近世銅貿易の成立と住友両替店の創業」(宮本又次・作道洋太郎編著『住友の経営史的研究』実教出版、一九七九年)
- ⑥ 「十人両替鐵庄記録」(黒羽兵治郎編『大阪商業史料集成』第四輯、大阪商科大学経済研究所、昭和十三年)

- ⑦ 安岡重明『財閥形成史の研究』(ミネルヴァ書房、昭和四十五年) 二九頁
- ⑧ 「近世前期に於ける住友の興隆」(『泉屋叢考』第七輯、昭和三十一年)
- ⑨ 「名泉院親類書」(『泉屋叢考』第六輯附録、昭和三十年)
- ⑩ 宮本又次「永瀬七郎右衛門と漆屋仁右衛門」(『大阪商』人―続大阪町人―、弘文堂アテネ新書、昭和三十三年)
- ⑪ 「年々諸用留」四番

(二) 江戸中橋店の営業と五ヶ一為替方

住友は東北地方の産銅の買付けや銅山経営を行なうため、寛文末年ごろ、江戸の中橋に出店を設けた。南部銅の買付けについて、延宝二年(一六七四)に奥州石巻の九兵衛というものが、中橋南榎町長左衛門棚(店)三右衛門と手代七右衛門を相手に訴訟を起こし、評定所の裁決で住友の主張が認められた記録が、江戸店の存在を具体的に示す最も早い史料である。^①三右衛門は江戸店の支配人で、この史料によって、寛文十二年(一六七二)に南部銅の買付けを計画し、翌延宝元年に実際に購入したこと、三右衛門が秋田へ出かけていたことなどがわかる。また延宝元年には、長崎で買入れた輸入品の錫一万五、〇〇〇斤が、三右衛門宛てに販売されている。^②

当初の店舗は南榎町の店借りであったが、延宝六年に、一町おいて北にある上榎町の「西之角」^③貳軒目、表京間八間二尺五寸、裏に町並」の家屋敷を金八五〇両で買入れたのが、上榎町の中

橋店の始まりであろう。この店はのち拡張し、嘉永二年（一八四九）に休店して家屋敷も売却するまで、ここにあった。

このように江戸に出店があり、また大坂との間で商品や資金の授受を恒常的に行なっていたために、延宝五年、同業の大坂屋と共同で、足尾五ヶ一銅の為替方を引受けることになった。

寛文中期から幕府の御用銅山である足尾銅山が栄えて、御用残りの余銅が増えたので、これの輸出を請け負いたいと幕府へ出願するものが出てきたため、従来銅屋が対抗上これを請け負って輸出したが、請負の条件に無理があり、結局延宝四年から、輸出銅の五分の一に相当する量の足尾銅を、足尾山師が輸出することになった。これを足尾五ヶ一銅という^④。その代金は初年度は長崎から江戸へ現送されたが、輸送の負担が大きいため、為替送金することになり、銅商のうちから、江戸と長崎の両地に出店をもつ泉屋と大坂屋が、為替方を引受けることになった。その仕法は次のようである。^⑤

於長崎御銅賣代金御江戸爲替覺

一 足尾山御棹銅長崎に被遣、唐人・阿蘭陀に御賣拂候役人之方々、泉屋長十郎（長崎出店支配人）・大坂屋小左衛門爲替仕り、請取申金高程、無相違以上三度ニ於御江戸上納可仕定

一 御元直段金小判壹兩ニ付、御棹銅拾三貫五百目替之定、此積リヲ以請取申金高之内、御元金之分ハ兩度ニ上納可仕候

内

一半分ハ翌年ノ三月中ニ上納

但翌年二月迄、千兩ニ付一ヶ月ニ六兩二步宛ノ利足

一半分ハ同九月十五日切ニ上納

但同八月迄、千兩ニ付一ヶ月ニ六兩貳步宛ノ利足

一 御賣出シ金何程御座候共、同極月廿五日切ニ上納

但同極月迄、千兩ニ付一ヶ月ニ七兩宛ノ利足

右之通爲替利足相渡シ可申定、於長崎泉屋長十郎・大坂屋小左衛門兩人方へ、五ヶ一御役人ニ被指置候仁ハ右金請取申義ハ、阿蘭陀へ賣銅代金、阿蘭陀出舟前ニ請取申分ハ、九月ハ利足定之通出シ可申候、九月廿日過請取申分ハ、十月ハ利足出シ可申候、唐人賣銅代金ハ、十五日前ニ請取候ハ、其月ハ利足出シ可申候、十五日過而御渡シ候ハ、翌月ハ致勘定可申候、利足ハ毎月江戸ニ而貴殿へ相渡シ可申候、爲後日如件

延寶五年

巳八月廿三日

大坂炭屋町大坂屋久左衛門代

仁右衛門

同所淡路町泉屋吉左衛門代

三右衛門

江戸舟町

渡邊傳左衛門殿

右之通相違申間敷候、以上

渡邊傳左衛門殿

大坂屋久左衛門

泉屋吉左衛門

宛書きの渡邊傳左衛門は足尾山師で、江戸の浅草足尾銅山会所詰めであった。差出人は両家の江戸店の支配人である。元禄にはいると足尾銅の産出は減少し、輸出銅の五分の一を満たすことができなくなり、不足分は泉屋・大坂屋が自分銅をもって補い、元禄十四年（二七〇一）の銅座設置を機に、五ヶ一銅は廃止された。^⑥

右の史料によると、御元金の半分は翌年三月中に上納、二月まで一、〇〇〇両につき月六兩二歩の利息、残り半分は翌年九月十五日切り上納、八月まで同じく六兩二歩の利息、御元金を越えた売出し金は翌年十二月二十五日切り上納、十二月まで一、〇〇〇両につき月七兩ずつの利息を

付けることになっている。月六兩二歩は年利七・八%、七兩は同じく八・四%となる。また利付の始期も定められていて、オランダへの売銅代金は、オランダの出船前に受取った分は九月から、また九月二十日すぎに受取った分は十月から利息を出すこと、唐人への売銅代金は、十五日前に受け取った分はその月から、十五日をすぎて渡された分は翌月から、利息を出すことになっている。為替手数料については決められておらず、おそらく無料であったであろう。

当年の銅代金の見込みは約一万兩で、それに対して家質を、泉屋（八、八〇〇兩）と大坂屋（二、二〇〇兩）から差出している。それだけの銅代金を少なくとも半年以上、比較的低利で預かることができたわけである。

このように多額の資金を運用してはいたが、住友の中橋店の営業はやはり銅が中心で、金融業といえるようなものは、行なっていた形跡はない。貞享三年正月から七月の江戸店の収支は、第1表のとおりである。この表で「店売」というのは、銅を主として鉛・錫・真鍮その他の金物類の販売による利益である。「浅草吹かへ徳」というのがあるので、浅草諏訪町の吹屋（精錬所）が当時すでにあったことがわかる。「長堀五ヶ一吹かへ」というのは、足尾五ヶ一銅の再精錬を大坂の長堀吹所で行なったもので、その徳分が江戸中橋店のうちに計上されているのである。

第1表 江戸店の収支 (貞享3年正月～7月)

〈収 益〉	
店 売	貫 匁 6,855.8
浅草吹かへ徳	1,015.63
家賃(上槇町・長谷川町)	3,548.91
長堀五ヶー吹かへ	614.73
計	12,035.07
〈費 用〉	
上槇町世帯方	2,617.2
七右衛門遣	716.55
計	3,333.75

出典) 「銀出入帳」

開した。しかしその業務は、江戸にある掛屋敷の管理と小規模な金融(おそらく縁故貸)であり、銅山・銅貿易をめぐる訴願などの足場としての役割を別にすると、見るべきほどのものはなかった。中橋店が両替業に乗り出すのは文化二年(一八〇五)からで、これについては後に改めて述べるところとする。

住友は天和元年(一六八一)から吉岡銅山を稼行しており、同三年から幸生銅山、元禄四年(一六九二)から別子銅山と次々に手がけ、またこのころから銅貿易をめぐる、銅屋から幕府への出願も多くなり、幕府への出願・陳情の足場としての中橋店の重要性はますます増大していった。しかし中橋店自体の事業はむしろ縮小していき、享保十二年(一七二七)から中絶状態となった。延享三年(一七四六)、浅草米店を創設したのを機に、中橋店も再開の方向に向かい、宝暦元年(一七五一)に再

註

- ① 「銅異國賣覚帳」、「別子稼行以前の住友鑛業」(『泉屋叢考』第拾老輯、昭和三十四年)
- ② 「丑年長崎ニ而買物帳」(『泉屋叢考』第七輯附録)
- ③ 「年々諸用留」八番
- ④ 「近世前期に於ける銅貿易と住友」(『泉屋叢考』第九輯、昭和三十二年)
- ⑤ 「年々帳」無番、「銅異國賣覚帳」
- ⑥ 小葉田淳「近世足尾銅山史の研究」(『日本歴史』第二九六号、昭和四十八年)
- ⑦ 今井典子「近世住友の決算簿について」(『住友修史室報』第三号、昭和五十四年)、同「宝曆・明和期の住友の店員について」(同上第六号、昭和五十六年)

三 近世中期の金融業

(一) 札差業の開始

札差は旗本・御家人の扶持米の管理・販売を委託されるとともに、これを担保として金融を行なう江戸の金融業者であって、十七世紀後半には事実上の札差業が成立していた。享保九年(一七二四)に札差仲間を結成し、一〇九名の株数が定められた。住友はこの仲間に加わって、札差業

を営んだ。

延享三年（一七四六）に、浅草米店という住友出店の札差店が創設され、さらに宝暦十二年（一七六二）には泉屋茂右衛門、安永二年（一七七三）には泉屋九兵衛の二別家が、それぞれ札差の株を譲り受けて開業した。もっとも札差仲間には、株の譲渡について厳重な条件が定められていたもので、米店は当初伊賀屋善兵衛名義で開業し、宝暦五年になって泉屋甚左衛門名義に改めた。仲間の規定上、表向き上方の出店にはできなかったので、代々の支配人が甚左衛門を襲名した。この米店の設立は、当主五代友昌の弟友俊が、江戸に出向いて差配したものであった。友俊は寛延三年（一七五〇）には、友昌の委任を受けて本家の家政を主宰し、家政改革に乗り出すのであるが、米店の設立はそれより少し早く、家政改革の先駆であったと見ることができよう。友俊の行なった家政改革については、次節で触れることにする。

泉屋の札差店は田沼時代には順調に発展し、とくに米店は業界のトップ・グループにまで成長した。そこで別家の札差店を次々と出すこともできたのである。別家の泉屋茂右衛門店は米店の支配人を勤め上げて退職した茂右衛門が開業した店である。また泉屋九兵衛店は、茂右衛門の跡に米店の支配人を勤めた九兵衛が、やはり退職後に開業した店である。

泉屋の札差業の発展にとって、天明八年（一七八八）に米店が、三卿のうち清水家の蔵元となり、さらに寛政二年（一七九〇）に、清水家御下ケ金（猿屋町会所を通じての札差への貸付金）の差配人になったことの意味は大きい。清水家蔵元は、家臣団の扶持米の管理・処分など、札差と同一の業務であったが、同家では蔵元の外にさらに札差をも置き、これには泉屋からは米店（泉甚・泉茂の二札差と、米店の支配人を勤めて退職した泉屋平右衛門が選ばれた。

しかし、一方で、寛政改革の一環として、同元年に棄捐令が發布され、天明四年までの貸付は破棄された。米店の棄捐額は二万八、〇〇〇両余に上った。棄捐令は札差全体に大きな打撃を与え、泉屋でも、米店はやがて経営の回復に成功し、泉茂も持ち堪えたが、九兵衛店は立ち直ることができず、文化十五年（文政元年、一八一八）に閉店した。

札差業が経営回復の途上にあつた文化二年に、中橋店が両替業を開始した。そして同年に一橋家の掛屋となり、同五年には田安家の掛屋となつたので、米店の清水家と合わせて、三卿のいずれとも関係ができた。中橋店の活動は、米店をはじめとする泉屋の札差店に、さまざまな影響を及ぼすことになるが、それは後期のことになるが、のちに中橋店に関して触れることになる。

札差店はその後、天保十四年（一八四三）の札差貸付金無利息年賦返済令によって、またもや大

きな打撃を蒙り、泉茂は翌十五（弘化元）年、米店に同居することになり、泉平は弘化二年（一八四五）、廃業してしまった。しかし米店は経営の立て直しに成功し、嘉永六年（一八五三）には、江戸古銅吹所の掛屋を引受けるまでになった。寛政八年に設立された古銅吹所の金銀銭は、吹所を請け負った大坂の銅吹屋仲間が預かり、掛屋の役割を勤めてきたが、嘉永六年に住友の浅草米店が掛屋を勤めることになったのである。^①

米店はこのように住友全体の経営にとって少なからぬ寄与をすることができたが、明治維新によって経営の基盤が消滅したため、明治二年（一八六九）閉店した。^②

註

① 小葉田淳「江戸古銅吹所について」、『日本経済史の研

② 住友の札差業については、「はじめに」註①論文を参

究』思文閣出版、昭和五十三年）

照されたい。

(二) 大坂における分家の両替業

近世中期になると、五代友昌の弟友俊が豊後町に分家して両替業を営み、十人両替にも選ばれた。また友俊は友昌の依頼によって本家の家政を執り、家政改革を行なった。

友俊は享保三年（一七一八）に生まれ、幼名は大之助、元文元年（一七三六）に権左衛門と改め、

寛保三年（一七四三）、二六歳のとき分家して豊後町に住み、翌延享元年、理兵衛と改めた。またこのころから入江の姓を名乗った。天明六年（一七八六）、隠居して育齋と改め、寛政十一年（二七九九）、八二歳で没した。

友俊は分家に当たって、次のような家産を分与された。^①

一 銀壹万枚

一 豊後町居宅壹ヶ所

一 伏見町（呉服町）掛屋敷壹ヶ所

一 高間町掛屋敷壹ヶ所

寛延二年（一七四九）に友俊は、立川銅山請負証人としての身元改めで、両替商で身上丈夫のものでされている。^②このときすでに両替業を営んでいた。ところが実際は家業不振で、翌三年に再度家産の分与を受けている。それは先祖伝来の淡路町掛屋敷と、次のような出銀証文とから成っていた。^③

一 銀五百九拾壹貫百八拾七匁五分

右者伊豫國松山松平隱岐守様へ出銀ニ而、去ル己巳年（寛延二年）十二月差引残り銀高、

自分名前（泉屋吉左衛門、友昌）宛證文一通

一 銀三百廿七貫百八拾七匁五分

右者同國太守様へ出銀ニ而、去ル己巳年十二月差引残り銀高、理兵衛宛證文壹通

一 銀貳百拾貫目

右者同國太守様へ出銀ニ而去ル己巳年十二月差引殘高、理兵衛宛證文壹通

一 銀貳百六拾貫貳百五拾七匁五分

右者丹州笹山青山因幡守様へ出銀ニ而、去ル己巳年十二月差引殘銀高證文壹通

合銀高千三百八拾八貫六百三拾貳匁五分

但證文拾通^(ヤ)

このように、松山藩・篠山藩への出銀証文高一、三〇〇貫目余という莫大なものであった。ついでながら右のうち五〇〇貫目余の証文上の銀主は理兵衛になっている。譲渡前はもちろん本家の資産なのであるが、理兵衛名義なのである。このような例は不動産においても見られ、また住友家に限らないことであるが、こういうところにも本分家の広い意味での一体性が現れていると同時に、具体的な関係を明らかにしていく上でのわかりにくさも存在するのである。

ところが松山藩への出銀証文がまた反古になる危険が出てきた。宝暦三年（一七五三）十月、藩財政困窮のため勘定役らが出坂してきて、先納方と蔵元二軒へお断りを言い渡した。それに対して翌年十二月に本家から差出した願書の中で、友俊分家の経緯は次のように記されている。^④

寛保三亥年、豊後町に始而別宅爲致候得共、私方相續不仕合ニ付物入多、正銀を以家督

相讓候儀難仕、致別宅候計ニ而、爲指家業も無御座候ニ付、御屋鋪様（松山藩）御藏元御

用理兵衛名前を以引請、爲相勤申候、（中略）畢竟御屋鋪様御用計家督ニ仕候

そして右の出銀は、いろいろ工面して他借を取集めたものを、寛延三年に理兵衛へ譲ったのだからお断りは困るというのである。松山藩との関係は、別子銅山の所在する幕領が享保六年に松山藩の預かり地となつてから、とくに深くなつた。当時本家も友俊家も資産内容がよくなかつたことは確かであり、その一つの要因が松山藩への出銀にあったことが窺われる。

友俊の家業はこれ以後はまず順調のようである、恐らく宝暦中期ごろに長堀平右衛門町に毛（木綿）店を出し、この店は明和元年（一七六四）、鰻谷一丁目に移転した。^⑤ 宝暦十一年に米価引立てのため幕府が大坂の富商に御用金を課したとき、本家の吉左衛門（友紀）が五、〇〇〇両であったのに、利（理）兵衛は一万五、〇〇〇両を課せられた。^⑥ そして安永七年（一七七八）には十人両替の一人に名

がみえるが、実際に選ばれたのがいつなのかははっきりしない。^⑦

友俊家の不動産も次第に増加していった。分家に当たって分与されたのは、豊後町の居宅と呉服町・高間町の家屋敷であり、その後寛延三年に淡路町一丁目の家屋敷を譲渡されたが、明和六年の所有家屋敷は第2表のとおりである。なおこの外に長堀茂左衛門町や京都河原町塗師屋町などにも友俊名義の家屋敷があったが、それらは実質は本家の所有であったようである。

友俊の若年のころの住友家は、家業の不振に直面していた。その状況を正確に叙述するために、今後さらに研究を進めなければならないが、別子銅山の停滞、銅座（第二次）への出銀、松山藩への出銀などが、大きな負担になっていたことが考えられる。友俊は寛保三年に二六歳という、当時にしてはかなり遅い年齢で分家した。その三年後の延享三年に、江戸浅草に米店（札差店）を創設した。さらにその三年後の寛延二年には、別子に隣接する立川銅山の経営を請け負った。立川銅山は別子より数十年早く稼行を始めており、別子が開坑すると間もなく元禄八年（一六九五）に初めて抜合い、その後たびたび抜合い問題が生じた。別子銅山は地中深くなると鉞脈が立川側に入り込んでおり、また排水のために立川側へ切り抜けることは、当時の出銅の停滞を打開するために不可欠であった。立川銅山は享保十二年から大坂屋が稼行していたが、銅山の疲弊に家計

第2表 友俊所有の家屋敷 (明和6年)

所	在	間	口	町役	名前
豊後町	南側居宅屋鋪	15間半	0尺4	1.5	泉屋理兵衛
	北側裏町居宅	15間半	0尺4	1.5	〃
	西南角屋鋪	5間	1尺25	0.5	泉屋傳右衛門
	松屋町中屋鋪	7間		0.5	泉屋理兵衛
	北西角屋鋪	8間		0.5	泉屋大之助
大沢町	南側屋敷	4間		1	泉屋傳右衛門
	北側屋鋪*	4間	2尺	1	泉屋理吉
淡路町	浜納家	7間	1尺		泉屋理兵衛
	西北角屋鋪	7間	0尺7	1	〃
	東北角屋鋪	16間半	2尺45	2	〃
呉服町	西北角屋鋪	4間	0尺6	1	〃
	同上続き	3間	5尺03	1	〃
高間町	南側屋鋪	8間		2	〃
鰻谷老丁目	浜側屋鋪	6間		2	〃
錦町二丁目	北側屋鋪	5間	3尺5	2	泉屋大之助
長堀平右衛門町	南浜側屋鋪	10間		1	泉屋久右衛門
	浜納家	10間			
京都粟田御境内堀池町	北側屋鋪	50間	4尺55	12	近江屋宗右衛門
伊丹材木町					

出典) 明和6年4月「家屋鋪絵図」 *は追記分か

の不如意が加わったため、住友家へ譲渡を申入れてきた。住友家がこれを引受けるについて、対幕府などの事情を考慮して、表面上は美坂奎兵衛という人物を立てたが、友俊が請人に立ち、家質も大部分友俊が差出し、残り本家から差出した。⑧宝暦十二年になって、別子・立川の併合が名実ともに実現すると、

稼行の一体化、水抜普請が本格的に進行するのであるが、友俊による請負は、その前段階として大きな意味をもっていた。

このように友俊は、住友家の家業振興のために大きな貢献をしたが、さらに寛延三年から、兄の五代友昌の依頼を受けて、本家の家政を執ることになり、家政改革に着手した。それは数々の家法・店則の制定、店員や家産を把握するための基本台帳の整備、本店の決算簿の作成などの抜本的なもので、明和初年ごろまでかかって実施された。友俊は漢学・和学・和歌・神道に造詣の深い篤学の人で、その学識に基づく手腕を、事業の組織面において発揮したといえよう。

しかしこの改革中に友昌が没して、その子六代友紀が相続し、友俊が分家の主人でありながら長期にわたって本家の家政を執っていたことから、双方の手代間に確執が生じたためか、遂に内紛が生じて、明和七年から天明六年まで十数年間も大坂町奉行所の審理を受けた。その結果、本家の手代数人が追放などの罰を蒙って結着した。

家史編纂上このような事件は慎重に扱う必要がある、ひいては従来取上げること避ける嫌いがあったため、今日ではこの事件の真相がわかりにくくなっている。従って今ここで事件の経過を述べることは控えたいが、その後本家と友俊家は完全に和解し、友俊の子友直（理兵衛）は、そ

の子友善（理十郎、のち理兵衛）の相続について、本家に対して切実な依頼をしており、本家も理兵衛家に対して援助を続けている。また内紛は当事者に深刻な教訓を与えたものと思われ、その後の長い年月の間、自浄作用のもととなったといつてよからう。

註

- ①③ 「友俊様一件控」なお伏見町とあるのは呉服町が正しい。呉服町は伏見町通りにある。
- ②④ 「年々諸用留」六番
- ⑤ 今井典子「宝暦・明和期の住友の店員について」（前出）
- ⑥ 『大阪編年史』第十卷（大阪市立中央図書館、昭和四十五年）
- ⑦ 関山直太郎「十人阿替考」（『日本貨幣金融史研究』新経済社、昭和十八年）
- ⑧ 小葉田淳「住友と立川銅山」（『泉屋叢考』第拾七輯、昭和五十二年）
- ⑨ 『泉屋叢考』第七輯附録解題
- 宮本又次「住友の家訓と店則」「懐徳堂と明誠舎と住友」（『上方の研究』第五卷、清文堂、昭和五十二年）

四 近世後期の金融業

(一) 江戸における両替業の開始

文化二年（一八〇五）、上楨町の中橋店で、三卿のうち一橋家の掛屋を引受けることになった。前述したようにこれ以前に浅草米店で、三卿のうち清水家の蔵元と御下ヶ金差配人を引受けていた。この蔵元は札差同様の業務であり、御下ヶ金も猿屋町会所を通じての札差への貸付金であったから、これを札差店で扱うことは自然なことで、米店の発展に寄与することであった。しかしこのたびの掛屋業務は、札差業務とは一応別個のものであったから、これを中橋店で扱うことにし、これを機に中橋店において両替業を開始することにして、まず三組両替の世利組に加入した^①。米店は札差仲間の規約上、上方の出店にはできないので泉屋甚左衛門名義であったが、中橋両替店は泉屋吉次郎（住友家当主）名義で、主人大坂住宅につき店預り人として支配人がこれに当たった。

江戸においては本両替以外のものを脇両替屋といい、それに三組両替屋と番組両替屋とがあった。三組両替屋は金銀ばかりでなく、銭の両替をも取扱い、一般の商業及び金融業をも営んでいた。これに神田組・三田組・世利組があった。番組両替屋は主として銭の売買をなすものであるが、他面において両替業の外に、酒・油・紙・茶などの日用品の営業をなし、それらの兼業は本業であるのか、副業であるのかは一律にいいない。銭屋はむしろ紙・油・蠟燭などの商品を売買するかたわら、その売溜めた銭を他に売買するのが本来の目的であった。ところが銭と小玉銀・一歩金とを両替し、金銀をもかたわら取扱う「小両替屋」が出来て、三組両替屋となつたらしい。続いて住友は、文化五年に同じく三卿のうちの田安家の掛屋をも、中橋店で引受けた。江戸の本両替は寛政の末に三谷三九郎両替店の休業によって、三井次郎右衛門だけとなり、三井から増員の願い出があつて、文化五年十二月、幕府は竹原文右衛門・播磨屋新右衛門・升屋源四郎・殿村佐五平・泉屋吉次郎の五人に、本両替加入を命じた^②。こうして本両替仲間は六人となる。泉屋吉次郎が本両替に選ばれたのは、大坂の富商として著名であつただけではなく、それまでの泉屋江戸出店の金融業務の実績が背景となつていゝであらう。本両替は金銀を取扱い、概して規模が大きく信用も高い両替商で、この仲間幕府の公用をも勤めるものである。その業務は諸御用金

の包立て、上納金取立ての節の「金見」つまり金銀の鑑定、金相場及び銭相場の書上げ、新古金銀の引替え、御用金の預りなどであった。

泉屋中橋店は文化五年にこの本両替に加わり、同八年に一旦退いたが、文政元年（一八一八）に再加入し、嘉永二年（一八四九）に中橋店が休店するまで加わっていた。本両替仲間の各店の店員数の推移を見ると、文政末期には泉屋は三〇人を超えて、人数の面からいって播磨屋に次ぎ、三井・竹原を上回る多人数である。^③文政期から天保前半のころまでは、泉屋両替店は活発に営業していたことがわかる。中橋店では一橋・田安両家の外にも諸大名や代官の掛屋を勤めた。

文政以降幕府は金銀貨幣の改鑄をさかに行かない、その引替えを有力な両替商に命じたが、住友は中橋店でも、また大坂においても、この引替所に指定された。^④まず文政元年五月、泉屋吉次郎は他の本両替仲間五軒および三谷氏とともに、瑕金の引替えを命ぜられ、続いて九月から、新吹の小判と一分判の引替えが始まった。

中橋店はこのように有力な両替商として金融業を営んだのではあるが、案外早く経営は行詰まったようである。その実態の解明は今後の課題であるが、天保六年（一八三五）に行われた調査によると、その年は金一、〇〇〇両余の利益が計上されているものの、収益のうちに含まれている

浅草米店からの入金二、〇〇〇両を差引くと、店限りでは欠損になるのである。^⑤

当時住友家の経営は別子銅山の不振のために非常な困難に直面していた。資金の不足に苦しみ、儉約や借入れに努めた上に天保十四年には、それまでの融通先の大名九家に対して返金の歎願も行なっている。^⑥これに追い打ちをかけるように天保改革の影響を受けて、それまで住友の事業の中で業績のよかった浅草米店も大打撃を蒙った。ついに嘉永二年になって、大坂で引受けていた銅座掛屋の預かり銀の返済に行き詰まり、家産の大処分をすることになった。そこで不振の中橋店は処分されることになり、本両替仲間から退き、中橋店の家屋敷(店舗)と一橋家掛屋御用を、北新堀町の渡邊屋熊次郎に譲渡した。^⑦渡邊屋は廻船問屋で、塩や海産物をも扱っていた。^⑧また田安家の掛屋は浅草米店が引受けた。

こうして中橋両替店は休業したが、まもなく数町離れた正木町に地借の店を出して、三組両替の神田組に属する両替商として復活し、^⑨安政四年(一八五七)には、もとの上槇町から一町おいて南の南槇町に移った。^⑩この間も金銀引替御用は引続き勤めていたようである。^⑪文久元年(一八六二)には田安家掛屋を再び引受け、^⑫慶応二年(一八六六)には南槇町の店舗を買取って家持になった。^⑬しかし明治二年(一八六九)には、浅草米店とともに閉店した。

註

①②④ 『兩替年代記』

③⑨ 『兩替年代記關鍵』資料篇

⑤ 「金銀請払勘定帳」

⑥ 「年々諸用留」十四番

⑦ 「年々諸用留」十五番

⑧ 田中康雄「江戸商人名前一覧」(『三井文庫論叢』第六

号、一九七二年)及び財団法人三井文庫閲覧室の御教示による。

⑩⑫ 「年々諸用留」十五番

⑪ 小葉田淳『日本の貨幣』(至文堂、昭和三十三年)

⑬ 「年々諸用留」十六番

(二) 豊後町店における金融業

入江友俊の創始した豊後町の分家は、天明六年(一七八六)に友俊が隠居して育斎と改め、その子友直が相続して理兵衛を称した。ところが家業は思わしくなかったようで、文化十年(一八一三)に豊後町の居宅・店舗と主要な家業を本家に譲渡して、徳井町の理十郎(友直の子友善)方へ同居した。本家では当主九代友聞の二男の甚次郎(友善)名義で家屋敷を買入れ、同時に甚次郎(四歳)を分家させた。また友直の家業であった松山藩の掛屋と徳島藩の館入の名義も甚次郎にした。^①

友直は徳井町に住み、天保四年(一八三三)に没した。この間文政四年(一八二二)には、豊後町

の家屋敷のうち、先に甚次郎に譲渡した居宅・店舗以外の掛屋敷の部分をすべて甚次郎に譲渡した。文政十一年版の「大阪兩替屋所附」には、「徳井町 十人 泉屋利十郎」が見える。^②友直は徳井町に移ったときから隠居して、友善（理十郎）が家業の中心であったのであろう。また理十郎は両替商として有力な存在であるとはいえなかったと考えられるが、当時すでに名譽職に化していた十人両替の地位に留まっていた。理十郎はその後、豊後町、北久太郎町一丁目、天満砂原屋敷と住所を変え、天保十四年、通称を理兵衛に改めた。「大阪兩替手形便覽」のそれぞれに名前が見える。

豊後町に分家した甚次郎は、四歳で新しく分家したのであるから、名義上はともかくも、家業の実質は本家を取り仕切っていたようである。文政元年に、それまで本家で取扱っていた諸屋敷（藩）の掛屋業務を豊後町に移して開店しているから、それまで豊後町の店舗は閉めたまま、あるいはごく小規模であったのを、このとき本家の金融部門を担当する出店を出したもので、当時九歳の甚次郎はまだ名義だけの店主であったと考えられる。

ところが翌二年に、銅座掛屋業務を三井組と共同で引受けるに当たって、住友ではこれを豊後町泉屋甚次郎方で勤めたいと願っていたが、当主の吉次郎名前でなくては叶わなかったため、豊後

町店を南北に二分して、北半(思案橋筋南側)に吉次郎出店を設けることにした。^⑧ こうして豊後町に住友吉次郎出店と泉屋甚次郎店が存在することになった。

翌文政三年に、上方筋の金銀引替業務が三井組・十人組と住友に命ぜられ、住友では「豊後町住友吉次郎兩替店」が引替所に指定された。もっとも「兩替手形便覽」には、住友本家は兩替商のうちには見えず、「兩替仲間之外、手形廻り候」商家として、本家当主名前が見える。^④

豊後町吉次郎出店の最も重要な業務は銅座掛屋御用であろう。^⑤ 銅座は輸出用の銅を確保することを主眼に銅の生産・流通を統制する機関で、その財政は長崎会所と深く結びついていたが、文政ごろには会所財政が苦しく、また銅の生産奨励策が効を奏して荒銅の産出が一時急増したため、文政初年には銅座の財政が逼迫した。そこで有力な商人を登用して資金融通の便を図ろうとして、文政二年、三井組と住友に銅座掛屋御用を申付けた。

銅座は諸山の荒銅を買上げて銅吹屋に精錬させ、それを長崎から輸出し、また地売用に払い下げる。銅座掛屋はそれに伴う金銀の出納・両替や為替、さらに先納などを行なうのであるが、そればかりでなく長崎会所や俵物会所の送金などにもかかわる業務も含まれていた。三井は呉服店が輸入貿易を行なっていた関係から、文化期に「大坂銅座御役所松前御仕送金上納御用」や銅座

への先納貸しの御用など、銅座掛屋の先蹤といえる業務を引受けていた。住友は主たる家業である銅を通じて、銅座とは古くから密接な関係を保っていた。そこでこの二家選ばれたのはきわめて自然なことであった。

ところが住友はその後まもなく、前節でも少し触れたように、別子銅山の不振のために資金繰りに苦慮するようになり、弘化三年（一八四六）には豊後町出店を閉店して、銅座掛屋業務や金銀引替業務を長堀の本店で行なうことにしたが、とうとう嘉永二年（一八四九）になって、銅座預かり銀二、五〇〇貫目余の返済猶予を願い出た。そして家産の大処分にとりかかり、江戸中橋店を閉店し、大坂でも家屋敷を多数売却するなどして、同四年には二、五〇〇貫目のうち一、〇〇五貫目だけ手当ができた。銅座掛屋業務は三井組に一時委託することにして、三井両替店と同町の高麗橋三丁目の借屋に形ばかりの店を出し、まもなく二丁目に移り、安政二年に引払って、この後は長堀の本店で業務を行なった。

幕末、開港に伴って慶応元年（一八六五）に俵物貿易が自由化され、従来の俵物役所が改変され、産物所を吸収して、長崎に産物会所が設立された。銅座掛屋の延長として翌二年三月、住友は改めて産物会所の掛屋を申付けられた。^⑥

泉屋甚次郎店は前述のように、理兵衛家の豊後町店から松山藩の掛屋と徳島藩の館入を引きつぎ、また文政二年には越前藩の国産諸色売捌支配と掛屋を引受けた。両替業を営み、文政十二年には十人兩替に選ばれている。このように甚次郎店は両替商として諸藩への金融を行なったが、融通先やその内容については、今のところ断片的にしかわかっていない。右にあげた外にも、諸藩・役所との取引があったようで、例えば天保十一年（一八四〇）、同店の大坂町奉行所掛屋を辞退することが本家で審議されており、^⑦また同十四年には、店名前の変更について吉田藩・津山藩へ届出て、館入の名義を、甚次郎から娘さちへ変えている。同年さちが病死したため、翌年本家の友聞の孫（甚次郎の甥）盛六（友訓、四歳）に変わり、弘化四年、本家の豊後町出店閉店と関連して、再び甚次郎名義になった。

このような事実から推測すると、甚次郎店は、当初の本家の出店としての性格を抜けきれなかったようで、また事業も興隆したとはいえず、嘉永元年に本家の家政改革の一環として閉店した。豊後町家屋敷のうち、掛屋敷の部分は処分され、居宅・店舗は残ったが、それも安政七年（万延元年、一八六〇）に帳切となつて、京都の金柵屋陸奥大掾の手に渡った。^⑧

なお三代友信の弟友貞の二子をそれぞれ始祖とする理右衛門家・理助家は、本家の近隣に居住

し、その規模は明らかではないがそれぞれ金融業を営み、本家とも事業上の関連があったようであるが、その詳細は今のところよくわからない。

註

① 「年々諸用留」十一番

②④ 「大阪兩替手形便覽」(黒羽兵治郎編『大阪商業史料

集成』第五輯、大阪商科大学経済研究所、昭和十四年)

③ 「年々諸用留」十二番

⑤ 「銅座掛屋御用留」

銅座掛屋については今後の研究を待つて、将来『泉屋叢考』の一冊として取上げたい。今回は左記の研究を

参考にして叙述した。永積洋子「大坂銅座」(『地方史研究協議会編『日本産業史大系』六、東京大学出版会一九六〇年)

中村質「長崎会所と安政開港―その勘定帳をめぐる諸問題―」(『九州文化史研究所紀要』第二十二号、昭和五十二年)

宮本又次「銅座掛屋と住友家と維新前後の銅座」(『住

友の経営史的研究』、前出)

『三井事業史』本篇第一卷(三井文庫、一九八〇年)

なお本稿印刷中に、賀川隆行「文政・天保期の大坂銅座の財政構造」(『三井文庫論叢』第一六号)が発表された。

⑥ 「産物御会所諸用留」

中村質「終末期における長崎会所の会計史料―ことに産物会所との関連において―」(九州産業大学『産業経営研究所報』五、一九七四年)

⑦ 「諸用御窺控」三十二番

⑧ 大阪大学経済学部所蔵「豊後町水帳」

五 近世住友の大名貸

これまで述べてきたように、住友本家は近世中期から江戸で札差業を開始し、後期には江戸中橋店で両替業を開始した。大坂では近世前期・中期に分家が両替業を営んだが、本家は銅鋳業・銅精錬・銅貿易を主として、時によっては輸入貿易をも手がけており、それらの事業活動に伴って資金を外部へ融通することがあり、それが相当の額に上ることはあっても、利息の取得を目的とする金融業へ事業を拡張していったとは、必ずしもいえないのではなからうか。例えば寛延三年（一七五〇）に廃止された第二次銅座への一、〇〇〇貫目余の貸銀が、宝暦期にこげついたままであったし、銅吹屋仲間への融通も、古くからさまざまな形で行なってきた。

このような、事業としての金融業とはいいかねるような融通の実態の解明は、銅事業の全体像を明らかにする上でも不可欠であろう。また分家が両替業を営み、それらが永続しなかったことの意味を、今後具体的に明らかにしていく必要があるだろう。

近世後期になると、大坂でも諸大名の蔵元・掛屋・館入や、代官所の掛屋などを引受けること

が多くなつた。諸大名は大坂にそれぞれの蔵屋敷を設け、領国で産出する米や特産物を大坂に運んで売りさばいた。このような蔵屋敷の物資の売却・出納をつかさどる者を蔵元といい当初は各藩の武士がその役にあつたが、やがて有力な町人が藩の委託を受けてこの業務をおこなうようになった。また各藩の物資売却代金の收受と江戸や国元への送金などを委任された町人を掛屋といい、両替商などがこれをつとめた。もちろん蔵元と掛屋を同一人が兼任する場合も少なくなつた。蔵元・掛屋は大名貸をも行なつたが、蔵元・掛屋の外にも大名貸を行なう者があり、これらを総称して館入といつた。

住友は文政元年（一八一八）に、それまで本家で取扱つていた諸藩の掛屋業務を豊後町に移して開店した―すなわち甚次郎名義の両替店を開いたものと考えられる―が、大体寛政ごろから大坂でも、大名貸など金融業に対して積極的になつていったようである。

もちろん諸藩との取引はこれより古くから始まつていた。別子銅山を含む幕領は、享保六年（二七二一）に松山藩の預かり地となつて、住友は同藩と関係が深くなつたが、先にも述べたように、寛延二年（一七四九）には、一、〇〇〇貫目以上の出銀をし、また蔵元を分家の理兵衛（友俊）が勤めていた。いつのころからか掛屋にもなり、それを甚次郎の豊後町店が引継いだ。一方本家

も館入として扶持米を受けている。

また享保期に明石藩・高崎藩への貸付が見られ、また貸金の担保として預かった米切手も、元文期の津輕藩・中津藩などが残っている。その外にもいくつかの藩との取引関係史料はあるが、あまり積極的に取組んだとは思えない。なるべくそのとき限りの取引に止めるか、継続しても規模を拡大しないようにしていたようである。

ここでは銅の売買をきっかけにして、早くから取引のあった対馬藩の場合を、少し詳しく紹介しよう。対馬藩は江戸時代朝鮮貿易を独占していたが、毎年ほぼ一〇万斤ほど、多い年は二、三〇万斤の銅を輸出しており、その銅は住友から購入し、銅座から買入れる場合も住友の手を介して受取った。しかし銅代銀の支払がしばしば延滞し、また銅取引関係が機縁となつて同藩は住友からしばしば借用を行なつた。そして借用の担保として対馬産の鉛や朝鮮からの輸入品が差し入れられることがあつた。たとえば享保十五年に川崎屋五郎助と共同で対馬藩に貸銀をして、そのうち住友の分は銀八四貫で朝鮮白糸七〇箇（箇は五〇斤）を質物にとり、利子月九朱、翌年五月返済の約束であつた。すなわち白糸は同藩御用達三吉屋又兵衛から受取り、川崎屋の分とともに同家の蔵に保管された。

文政六年、対馬藩は住友から銀五〇〇貫目を借用するに当たって、別家の泉屋又右衛門宅を大坂産物売捌会所として朝鮮牛皮を販売し、その代銀をもって、一カ年銀五〇貫目ずつ一〇カ年賦返済の趣法を立てた。会所は御賦請負人又右衛門・銀主方目代（住友の名代）と使用人三、四名から組織され、牛皮が西浜町の水揚問屋西村郷右衛門・竹屋善右衛門（対州商人）方に着くと、又右衛門が立会って仕分け、本滑なまめしの分は播州姫路・摂州池田へ送って晒し上げて産物会所へ引取り、残りは善右衛門の倉庫に保管し、会所の切手をもって売り出し、代銀は帳面引合わせの上で目代から差配し、また会所へ引取られた本滑の分は会所で販売し、目代は売買等を改めることになっていた。

しかるに文政八年八月、対馬藩は藩の都合から産物会所趣法を改め、住友・又右衛門の諒承を求めた。それは牛皮買請人を別人に差替えるというので、皮代銀をもって年賦返済する趣意を変更するわけでないが買請人が変われば皮代銀の延納滞納もあろうから、住友には新たに廻米蔵元となることを頼み、また又右衛門に対しては、皮代銀引当の立替銀のこともあるので、朝鮮木綿を年々二万疋ずつ登すから、その代銀中から勘定して欲しいというのである。かくて対馬藩から住友にあてて蔵元についての約定証文を入れている（付録所収）。それによると、新たに銀六〇〇

貫目の借銀を求め、月利八朱一〇カ年賦、廻米売払代銀から元利を引き取ることとし、肥前松浦郡・筑前怡土郡の同藩年貢米のうち二万俵（六、六六石）の蔵元を依頼するとある。そして皮代銀延納などを買受人から申し出た場合、廻米払代銀中から引取られたく、また銅代銀の銅座納付を又右衛門が引受けており、これは木綿等諸産物売払代から引取るが、支障ある場合を考えて、廻米払代銀中から年々銀五〇貫目ずつ又右衛門へ渡すように求めている。

さて前述の朝鮮牛皮産物会所趣法による銀五〇〇貫目の融通は、別子銅山公儀拝借銀の貸与という名目銀であったが、文政十一年正月に残銀三五〇貫目の元利を同年内に牛皮売立銀をもって、七、八月から九、十月までには返済するという新借用証文に切替えている。しかし他方に文政十一年中に数度にわたり別子銅山公儀拝借銀・田安家備金（住友は当時田安家の掛屋を勤めた）の名目銀の対馬藩貸借が行なわれ、廻米払銀による返済としたが、翌十二年暮には五カ年元銀を据え置き、天保五年になって返済方の仕法を考えることとし、利足は年五歩の積りをもって廻米払代銀から引取るという証文を入れている^①。

近世後期になると、住友は大名貸に対してそれまでよりも積極的になり、館入となって扶持米を支給されるという関係が多くなっていった。そして主人の名代として屋敷へ出入する手代や別

家にも、受持の分担ができた。文政八年八月当時の分担は次のとおりである。^②

官兵衛 対州様 土井様(越前大野) 加州本多様

貞助 松山様用掛り

芳兵衛 若州様 秋田様 重立った用向のときは浜松へも出勤

勇右衛門 松山様 津山様 対州様 西尾様 明石様 川越様 一橋様 重立った用向の

ときは浜田へも出勤

源兵衛 薩州様 浜田様 浜松様 外に西尾・川越・安藤(磐城平)へも折々出勤

幸三郎 松山様 津山様 安藤様 外に西尾・川越・薩州へも折々出勤 土屋様(常陸土

浦)支配方心得

八郎右衛門 松山様 永井様(撰津高槻) 阿州様 田安様

小兵衛 篠山様

天保七年(一八三六)、九代友聞が吉次郎を改めて甚兵衛と称するようになったとき、大坂で届け出た諸藩は次のようである。^③

長柄(田安家役所) 川口(二橋家役所) 紀州 松山 薩州 芸州 対州 延岡 津山 土浦

残高 (明治5年6月)

元 銀	利 銀	備 考
貫 匁 337,280	貫 匁 188,637.6	
145,019.49	6,432	明和4. 川越, 慶応2. 前橋
7,400		
59,121.2	4,464	
		延享3. 掛川, 明治2. 芝山(松尾)
67,014.34	444.99	弘化2. 浜松, 明治元. 鶴舞
91,629.224		天保7. 棚倉, 慶応元. 宇都宮, 慶応2. 川越
57,214.3	10,999.29	
171,320		
437,200	125,913.6	
9.48		
255,030.91	1,338.1	文化14. 浜松, 弘化2. 山形, 明治3. 朝日山
25,000	6,300	
21,040.56		
1,280,990	3,840	
60,420	3,844.08	
315,172.18		
121,000		
723,484.79		
2,131,500	168,600	
6,306,846.474	520,813.66	

近世住友金融概史

第3表 住友家の藩債

旧国名	藩名	領主	元	金	利	金
				兩 步 朱 永(文)		兩 步 朱 永(文)
陸奥	盛岡	南部	11,139			188 1 2 40
上野	前橋	松平	120			28 3 50
	沼田	土岐	109 1 2	36.76		5 1 44.1
常陸	土浦	土屋	500			180
上総	松尾	太田	1,200			132
	鶴舞	井上	100			11
武蔵	川越	松平	2,500			6,300
相模	小田原	大久保				
三河	豊橋	松平	1,780			245 2 2 45
	西尾	松平				
加賀	金沢	前田	373 1			
越前	大野	土井	1,934 1			
若狭	小浜	酒井	8,310			264
近江	朝日山	水野				
紀伊	和歌山	徳川				
丹波	篠山	青山	650			140 400
丹後	宮津	松平	573 2 3	7.92		147 2 32.08
播磨	明石	松平	8,000			1,045
美作	津山	松平	4,184 3	57.1		95 400
備中	足守	木下	8,405			2,715
伊予	西条	松平	6,000			1,035
	松山	松平	1,586 3			174 2 42.5
日向	延岡	内藤				
肥前	平戸	松浦				
薩摩	鹿兒島	島津				
対馬	厳原	宗				
計			57,466 0 2	39.28		12,708 53.68

近世住友金融概史

明石 西条 姫路 沼田 棚倉（松平氏、もと浜田、のち宇都宮・川越） 秋田 宮津 南部

吉田 小田原 西尾 川越（松平氏、のち前橋） 高槻

この外、浜松（水野氏、のち山形・朝日山）、掛川（太田氏、のち芝山）は大坂に屋敷がないので、江戸中橋店から届け出ることになっている。また天保十四年に、別子銅山の不振で資金の融通に困り、諸藩にあてて、これまで用立てたものの返済を求める歎願書を差出したが、その宛先は次のようである。^④

若州 天神橋（紀州） 作州 対州 土浦 延岡 明石 館林（井上氏、のち浜松、鶴舞） 川越

明治維新ののち藩債の整理が行なわれ、天保十四年以前の古債は棄捐された。弘化元年から慶応三年までの藩債（旧債）は無利息五〇年賦の公債、明治元年から五年までの分（新債）は、四分利付、三カ年据置、二五年賦の公債とされた。明治五年六月に、住友家から大阪府へ届けた旧諸藩への貸金高は、第3表のとおりである。

この表の数字と、例えば「藩債輯録」^⑤に掲げられている金（円）表示の数字とを直接比較することは困難ではあるが、住友家の藩債はほとんどの場合、各藩の藩債額全体と比べると、あまり大きい額でないことは、ほぼ認められるであろう。大抵の藩は多数の金主と取引しており、藩の側

から住友の役割をみることも、住友の金融業の性格を明らかにするために必要であろう。

註

① 小栗田淳 「住友修史室所蔵史料について」(『住友修史

室報』第二号、『古文書研究』第十五号)

② 「場帳」

③④ 「年々諸用留」十四番

⑤ 『明治
前期財政經濟史料集成』第九卷所収

付 録

近世住友金融關係資料

解題

- 一 加州大聖寺廻米藏元支配一札
- 二 對馬藩藏元委託に付申定書
- 三 延岡藩藏元委託に付議定書
- 四 西尾藩銀子借用證文
- 五 旗本伊奈氏勝手賄議定書
- 六 旗本伊奈氏知行所村役人郷印證文
- 七 札旦那取引證文例
- 八 都筑様御掛屋諸事控(抄)
- 九 御年貢銀借入に付引當差入證文
- 一〇 和佐保銅代金前借證文
- 一一 借用滯金返濟方に付頼談書

一二一 爲替手形

近世の金融関係の史料は数多いが、ここでは金融業の概略を知るための参考として、さまざまな分野の史料を少しずつ選んで掲出した。

一～四は大名との取引に関する史料で、一～三は大聖寺藩・対馬藩・延岡藩の蔵元を引受けた証文である。四は西尾藩が明治四年七月に、万延元・慶応元・同二年の借用銀の未返済分と滞利銀を、いずれも無利息一八年賦に改めた証文三通で、これらの元銀高合計四三七貫二〇〇目は、翌五年六月の貸上ケ金総計書の数字（本文四二～四三頁、第3表）と一致している。藩債整理の途中経過を示す一史料である。

五・六は旗本伊奈氏（左衛門、天保十二年遠江守）の勝手賄を、住友の中橋店が引受けた史料である。知行地の年貢収入を金主が管理して、領主は金主からの仕送りによって生計を賄う仕法である。なお領主への用達金の返済は、六にみるように、知行地の村方が請け負っている。七は札差店の浅草米店と札旦那との取引証文である。

八・九は天保十四年から一年間、大津代官都筑金三郎の掛屋を、大坂の住友本家が勤めた史料

である。代官所の掛屋はこのように短期間のものが多い。八は掛屋を引受けた経緯、条件、関係方面への報告、年貢銀の勘定書などを記した抱括的な記録である。九は預かった年貢銀を貸付けた史料である。

一〇・一一は、飛驒高山の富商で江戸深川で材木商を営む田中氏及びその一族への貸付に関するものである。一〇の名宛人泉屋官兵衛は本家の在勤手代で、別家の態にして和佐保銅問屋を勤めていた。田中半十郎は文政元年、飛驒郡代芝氏が鉾山の御手山経営を始めるに当たって出資させた人物で、一一は田中氏が住友の中橋店と長期間取引のあったことを示している。九の差出人半次郎は、この半十郎の一族であろう。

一 加州大聖寺廻米藏元支配一札

加州大聖寺廻米一札之事

- 一 今般午年廻米五斗納三千石大坂廻米、大聖寺米と申名目相定
- 一 右米積立候船々往來狀者、役人より差出し申事
- 一 右米到着之節請取方之儀、貫目廻シニ而も欠米土用迄貳百目、土用過候者三百目用捨之事
- 一 米相納候借藏之儀者、濱方藏出し勝手宜方ニ相究、仲仕共ニ申付、役人中・藏元役人立會、見分之上可致藏入事
- 一 米賣拂之儀、立會之上入札を以相拂可被申事、尤切手者役人より認相渡シ、藏元添印可有之事
- 一 米到着無之前ニ出金者不被致候定、尤米着之上被致出金候節者、利足月壹步定を以、御勘定可有之事
- 一 拂米代銀請拂之儀、每歲拂米役人差圖次第、取捌可有之事
- 一 米賣拂代銀藏元ニ相渡し申定
- 一 米到着之刻、船々運賃銀其元より被相渡、追而米賣代銀を以、元利御勘定可有之事

一 藏仲仕之儀者、藏元仲仕・藏仲仕双方立合、半分分ケ之定

一 差米壹石ニ付 五合宛

一口銀壹石ニ付 五分宛

一 藏手代壹人可被差出候、給料銀拾枚宛可差遣定

右者北國廻米定法之通

一 濱方届諸入用并筆・墨・紙料、拂米代銀仕切表ニ而、御勘定可有之定

一 藏敷銀此方より相渡定、尤水揚之節者、船手より差出し候定

右之通仕法を以、美濃守殿藏元賣支配永久相頼候處、御請一札被差出、請取申候、尤定書之通相違無之候、仍一札如件

松平美濃守内

天明六年三月

松浦善藏(印)

西出孫左衛門(印)

泉屋理兵衛殿

一一 對馬藩藏元委託に付申定書

申定之事

一 肥前松浦郡・筑前怡土郡之内、對馬守殿御手當地收納米之内貳萬俵、大坂に差廻來候、此石數六千六百六拾六石餘賣拂藏元之儀、横田忠次郎に被申付置候處、今度致改法、向後其元殿に藏元御引受御頼申入候事

一 右廻米御引請被下候付、屋鋪勝手就要用、銀六百貫目御出銀御頼申入候處、御承知被下、忝存候、尤利足銀月八朱ニ相定、返濟方之儀者、當酉年ろ來ル午年迄拾ケ年ニ爲割合、廻米賣拂代銀之内を以、元利御引取可被成候事

一 米賣捌方之儀者、於兵庫其許殿勝手ニ可被申付候事

一 藏元手代壹人・枅取壹人・船手傳壹人・仲仕壹人、米廻着之節、兵庫問屋に向差遣候事

但道中入用者藏元被承候事

一 上乘之儀者、國許當屋敷田代領分ろ、壹人宛爲乗組候ニ付、諸入用者屋鋪ろ相渡、尤人操合ニ依り、藏元手代壹人、上乘ニ相雇候節も有之、諸入用者屋鋪ろ相渡、船中飯代壹日九分并合力

銀として壹ヶ月ニ銀六匁宛行、旅粧爲雜補罷越候節、銀三拾目相渡候事

一 兵庫問屋口錢、米壹石ニ付銀壹匁、屋鋪を相渡候事

一 米賣拂方、大坂諸屋敷之通さし越爲入候而者、直段ニ相拘候ニ付、全爲入不申、依之仲仕米拾

五俵、藏元を可被相渡事

一 彼地米到着之節、船を揚、直ニ賣拂候節者、屋敷仲仕賃無之、尤相庭相考、藏入ニして相圍候

節者、日數ニ應シ藏敷・仲仕賃相掛、其入用藏元を被承候事

一 借船賃米百石ニ付銀四百八拾七匁五分、屋敷を藏元ニ相渡可申事

但兵庫諸入用之儀者、藏元被承候事

一 廻米俵入三ツ俵ニ付壹俵三斗三升三合三夕三才ニ候得共、年貢米之儀故、送狀前を者少々過入

ニも可有之候得共、藏元を屋鋪ニ之算用者、三斗三升三合三夕三才ニ相立可被申候、萬一不足

ニ相成候得者、船頭を爲相辨可申候事

一 藏元口錢、米壹石ニ付銀三分ツ、相送可申事

一 是迄藏元横田忠次郎に被申付置候處、此度主法相改、其許殿に藏元之儀御頼申入候付、忠次郎

相勤候中、米引當等ニ而、銀子借入も有之候得共、此節夫々致返濟候間、下地掛合等一切無之、

萬一彼是申出候者有之候共、其元殿御難儀相掛申間鋪候事

一去々未年、朝鮮牛皮主法相改、泉屋又右衛門方に牛皮引替代銀請取ニ付、右牛皮代銀を以、其許殿御出銀五百貫匁、拾ヶ年割合を以、御引取可被成致約定置候處、今度屋敷就勝手、買受米屋十郎兵衛ニ差替候付而者、皮引替代銀不相受取、當時一ヶ月程延納聞濟遣候、依之其元殿御不安心可被存哉ニ候、然所買請人相替候得共、皮代銀を以、其元殿に年割返濟之主法、聊相違無之候、乍然若萬一買受人代銀永延納等申出候節者、此度其許殿に被引請候廻米賣拂代銀之内を以、勝手ニ引取、可被致勘定候事

一藏元御頼申入、大銀御出銀被下候付而者、其許殿に臨時銀談之儀申入間鋪候、屋鋪操合ニ寄、他借いたし候共、右引當書入等之儀者堅致間敷候事

一銅座代銀納方之儀者、是迄泉屋又右衛門方に爲引請相納來候、毎月納銀之儀者、諸產物賣拂代之内を以相納可申候得共、自然船間ニ寄、差支之儀も難量、其節者同人に振替、爲相納候儀も可在之候付、右爲手當廻米賣拂代銀之内、年々銀五拾貫目宛、又右衛門に御渡可被下候事

一藏元御引受ニ付、松浦郡・怡土郡兩郡御取締方、勝手御差下可被成候、其節者屋鋪に、彼地廻米方掛役人共并百姓惣代之者、請證文爲差入候様、可致通達候事

一 廻米積船借入之儀者、藏元の勝手ニ可被申付候、屋敷役人壹人并足輕壹人、船爲見分差越候事
右之通致約定候所相違無之、依而如件

宗對馬守殿内

文政八乙酉年八月

小田 與 七(印)

鶴岡與右衛門(印)

中村傳次郎(印)

小嶋宇左衛門(印)

住友吉次郎殿

三 延岡藩藏元委託に付議定書

議證證文之事

一 此度御對談之上、爲仕登紙引當、銀百五拾貫目御出銀被下候ニ付、以來外方の紙引當之銀子、

決而借用致間鋪事

一 壹ヶ年爲仕登紙三千丸、無相違爲差登可申事

一 先納御出銀利足、月八朱ニノ勘定可致事

一 賣拂紙代銀、藏出日る百五十日限、紙屋共る御受取被成候ニ付、百五十日餘之分、月八朱之利ニノ、辰歩御勘定可被下事

但紙代銀掛ヶ込才足之儀、兼而世話方に申談置候得共、猶又御掛りる、時々御才足可被下事

一 御勘定一ヶ年限之事

但戌八月る來亥七月迄

一 紙爲登方之儀、成丈ヶ精々船毎ニ爲差登可申候得共、漉立之節晴雨又者船間、或は海上天氣合寄、一ヶ月位者延着之儀も可有之、右等兼而御含置可被下事

一直組并藏出之節、御掛り御出勤可被下事

一 役所用紙其外、無餘儀筋ニ而銀主方る二三丸位、任望候儀可有御座、此段御承知可被下事

但右代銀者其時々直段ニ向、百五十日限掛込可申候、濡紙有之節者、直様世話方に差遣、

爲賣拂、代銀者右同斷之事

一直組并紙出諸入用、都而藏元を御差出可被下事

一口錢銀壹歩、紙代銀之内を御渡可申事

但紙屋共を壹歩通御受取可被成事

一紙出之節藏出賃、紙屋共を差出候定之事

但水揚賃者屋敷を相渡候事

一是迄藏元代り相勤居候堺屋七左衛門を先納之銀子、不殘致返濟候ニ付、彼是申筋一切無之、其

餘故障之儀聊無之候事

右之通此度改議錠候上者、如何躰之儀有之候共、永々紙爲仕登、無相違相渡可申候、萬一我等轉役致候共、跡役之者に申通、聊相違無之候、爲後日議錠一札仍而如件

内藤備後守内

文政九戌年十二月

山名甚五郎(印)

坂本與七郎(印)

鈴木條太夫(印)

鹽川 堅 吾(印)

大内熊次郎(印)

住友吉次郎殿

前書之通相違無之候、仍而奥印如件

内藤治部左衛門(印)

四 西尾藩銀子借用證文

(外包紙ウツ書)
〔以下三行朱書〕

是迄銀調達之處、金證文御書替ニ而御達し候得共、

最早銀證文ニ而大藏省に届ケ、公債ニ相立候ニ付、

此證文者不用ニ相成候事、其儘預り置候分

西尾様 證札 入

(包紙ウツ書)
證書 壹通

〔付箋〕 〔付箋〕
住友吉左衛門

付録 近世住友金融關係資料

借用銀年濟證書之事

元銀百三十拾五貫目之處、追々返辨、當辛未年殘

一 銀拾九貫貳百目 但金壹兩ニ付銀百目建

一 滯利銀五貫三百七拾六匁

明治二己巳年々當辛未七月迄滯利之分

合銀貳拾四貫五百七拾六匁

但無利足拾八ヶ年賦、壹ヶ年返辨高銀壹貫三百六拾五匁三分三厘三毛

右者萬延元庚申年中借用銀、今般御賴談之通、當辛未年々來ル戊子年迄、本文之通年々十二月限り無相違返濟可致候、依之證書差入候也

明治四辛未年七月

住友吉左衛門殿

西尾藩廳

(印文「西尾藩」)

(包紙ウツ書)
證書 壹通

「(付箋)」

(付箋)
「住友吉左衛門」

借用銀年濟證書之事

元銀貳百五十貳貫目之處、追返辨、當辛未年殘
一 銀貳百拾六貫目 但金壹兩ニ付銀百目建

一 滯利銀六拾貫四百八拾匁

明治二己巳年々當辛未七月迄滯利之分

合銀貳百七拾六貫四百八拾匁

但無利足拾八ヶ年賦、壹ヶ年返辨高銀拾五貫三百六拾匁

右者慶應元乙丑年中借用銀、今般御頼談之通、當辛未年々來ル戊子年迄、本文之通年々十二月限り無相違返濟可致候、依之證書差入候也

明治四辛未年七月

住友吉左衛門殿

西尾藩廳(印)
(印文「西尾藩」)

(包紙ウツ書)
「證書」

壹通

「(付箋)」 「住友吉左衛門」

借用銀年濟證書之事

一 銀貳百貳拾貫目 〔付變〕元銀貳百貳貫目也
但金壹兩ニ付銀百目建

一 滯利銀五拾六貫五百六拾匁

明治二二己巳年の當辛未七月迄滯利之分

合銀貳百五拾八貫五百六拾匁

但無利足拾八ヶ年賦、壹ヶ年返辨高銀拾四貫三百六拾四匁四分四厘四毛

右者慶應二丙寅年中借用銀、今般御賴談之通、當辛未年の來ル戊子年迄、本文之通年の十二月限り無相違返濟可致候、依之證書差入候也

明治四辛未年七月

住友吉左衛門殿

西尾藩廳（印）
（印文「西尾藩」）

五 旗本伊奈氏勝手賄議定書

議定證文之事

旦那勝手向之義、此度仕法相改、賄方萬端御頼申入候ニ付、年々知行所收納金十一月廿五日迄ニ爲致皆濟、勘定目録帳を以御立合之上、月割暮金及御勘定、殘金高之内半金、御店年賦元利へ差向可申、半金は外借財方へ相廻し、此方ニ而取計可申積、此度及御對談候處、御承知被下忝次第奉存候、然ル上ハ向後議定通無相違、毎年十一月廿五日御立會可被下、其節御約定之趣を以、勘定可仕候、爲後日議定書入置申處如件

伊奈左衛門内

天保六年未六月

牛込徳右衛門(印)

笹田右十郎(印)

住友吉次郎殿

前書之通相違無之候、以上

伊奈左衛門(印)

六 旗本伊奈氏知行所村役人郷印證文

借用申金子郷印證文之事

一金八百貳拾兩者 但年五朱之利

一金百兩者 但月壹割之利

但去丑年十二月、諸太夫被 仰付候節諸入用金借用之分

右者地頭所伊奈遠江守様御勝手向御賄金并ニ臨時御入用金共、村方一同ノ出金可仕處、近年風水早ニ而違作打續、夫食手當等地頭所に願出候次第ニ付、中々以出金行届兼、既ニ御地頭所御差支ニも相成候間、此度貴殿に達而相頼候得者、御承知被下、御賄金其外臨時御入用金共、御出金被下候段忝奉存候、然ル上者當寅年ノ畑成金夏秋多百兩、米千五百俵但四斗入、年々十一月廿日限、貴殿方に聊無相違御渡可申候間、米は時之相場ニ御賣拂、元利御勘定被下候而、殘金者元金年五朱之方に御差入可被下候、尤地頭所ノ御下知書相渡、村方に請取置申候間、左様御承知可被下候、誠ニ前書之通御恩金ニ付、假令地頭所ノ米金渡シ方御差止被遊候共、如斯郷印ヲ以引請候上は、不抱其儀急度相渡可申候間、此段御安心可被下候、萬一違約之儀御座候者、此證文ヲ以、其筋に

御出訴被下候共、決而彼是申入間敷候、爲後日借用金郷印證文仍如件

伊奈遠江守知行所

武州足立郡植田谷領本村

天保十三壬寅年

二月

名主	小嶋	官太夫(印)
組頭	八五郎(印)	
百姓代	權太郎(印)	

同州同郡三條町村

名主	彌五右衛門(印)
組頭	藤藏(印)
百姓代	源兵衛(印)

同州同郡飯田村

名主	周輔(印)
組頭	清吉(印)
百姓代	千太郎(印)

同州同郡赤山領花栗村

名主

新井太郎右衛門(印)

組頭

佐次右衛門(印)

百姓代

祐助(印)

同州同郡北谷村

名主

甚兵衛(印)

組頭

與惣次(印)

百姓代

長兵衛(印)

同州同郡善兵衛新田

名主

清五郎(印)

組頭

常右衛門(印)

百姓代

千藏(印)

住友甚兵衛殿

前書之通我等立合取極候儀ニ付、聊相違無御座候、以上

笹田右十郎(印)

前書之通相違無之者也

伊 遠江(印)

七 札旦那取引證文例

御藏札差頼證文之事

一 此度我等御切米本高百五拾俵御藏米渡り札差、其方に相頼候所實正也、然ル上者春夏御借米・冬御切米受取手形調印之上其時、可相渡候間、其方に而書替所兩判取之、被致差札、米金其方に受取、米者御藏時之相場ニ賣拂、勘定相立可被申候、如此取極候上者、御切米手形差留メ、直差等決而致間敷候、若約定致相違候ハ、何方に成共可被 訴出候、其節違亂申間鋪候事一年々三季御切米書入、其方を爲前金致借用候儀者、我等勤向并勝手向爲要用相頼候、且又三季御切米其時、御藏渡米金共、其方を借用前金之方へ、御定之利足を加に、元利共引取、勘定相立可被申候事

一 札差料之儀者壹ヶ年百俵ニ付金壹分宛之割合を以、三季割合、勘定目錄面ニ而引取可被申候、若又御切米高相増、御藏カ受取候節者高百俵ニ付右割合を以、引取可被申候事

一 惣而御藏カ受取米之分、御場所ニ而頼拂候節者、三拾五石ニ付、爲賣側金貳分宛之割合を以、其方へ引取勘定可被申候事

一 他所ニ而米金及借用候節者、其方に受負印形相頼申間鋪候、下知受等之類ニ而も、決而頼入申間敷候事

一年々三季御切米差引目錄其外諸勘定ニ至迄、書損・算違等有之候ハ、早速可申遣候間、其節相直シ可被差出候、早速引替可差遣候、右ニ付彼是申入間敷候、尤三季勘定目錄相調候儀、年月相立候而者致混雜、調方不行届候段兼而被相斷、致承知居候間、其次御借米・御切米御張紙出候前ニ、可申遣候、向後年月相立候分、取調等決而申入間敷候事

前書之通取極、御藏札差其方に相頼候上者、約定相違之儀決而申入間敷候、猶又此末々家督代替等ニ相成候共、此證文永々相用可被申候、爲後日頼證文仍如件

天保十一子年六月

竹田熊次郎(印)

泉屋

甚左衛門殿

對談取極證文之事

一我等年々三季御切米書入、爲前金借用申入候儀者、別紙證文を以致通用可申候、此度別紙證文之通金百三拾六兩致借用候上者、當子冬る壹ケ年金八兩減し致シ、飯米之儀者壹ケ年米貳拾四俵ニ相定、三季毎勘定差引、残り手取金を以取賄可申候約定ニ而、當子冬御切米迄者、米金借用之儀決而入間鋪候、當子冬御切米後る、右約定之通取賄可申候、尤米者其時々相場ニ而代金直し、惣而借用前金之分者、御定之利足ヲ加ニ、元利共三季御切米渡之時々引取、勘定可被申候事

一預ケ金致候敷、都而金子受取書差出候節者、其方大帳之初ニ印鑑有之候間、引合可申旨被相斷、致承知置候

一仲ケ間定例申合等之儀者、其趣を以取計可被申候、尤用事有之候共、其方呼寄申間敷候、夜分之對談其外迷惑ニ相成掛合等、相頼申間鋪候事

右之通對談取極、札差相頼候上者、約定相違申間敷候、爲後日對談取極證文仍如件

天保十一年六月

竹田熊次郎(印)

泉屋

甚左衛門殿

八 都筑様御掛屋諸事控(抄)

〔表紙〕
天保十四癸卯年閏九月吉日

都筑様
御掛屋諸事控

住友

(上略)

都筑金三郎様御支配所大和・河内國之内御年貢銀御掛屋御用、私に被仰付候様奉願上候、自然御聞濟相成候ハ、左之通り御規定申上候事

一 御年貢銀村方の掛屋に持參仕候節納入用、壹貫目ニ付八匁宛掛屋に請取候事、外ニ小玉銀壹貫目ニ付五匁宛之割を以、打銀請取申候、是は御上納銀高之内、十分一小玉銀取交候ニ付如此但本文納入用八匁之内譯左ニ

貳匁三分 常是包料

貳匁六分 常是入目

三分 箱代

三分 繩釘代并仲仕賃

貳匁五分 掛屋下改諸入用

ノ

(本行朱書)
但御上納銀十分一小玉銀取交候得共、右打銀は請取不申候

一 御年貢銀大坂御金藏に御上納相成候節、銀座常是包料并金銀箱代・仲仕賃其外諸雜用は、掛屋
る仕候事

一 御上納并包立之節、御手代様御出役之時、御支度等は御自分御賄ニ被成下度、尤掛屋る出勤之
ものハ當方ニ而賄候事

一 御上納之節自然御年貢銀不足仕候而、掛屋る御取替申上候儀は一切不仕候事、其外御用達金并
御役人様方御取替等之儀は、聊たりとも御斷申上候事

一 御年貢銀皆納ニ相成候ハ、當方る村方に差出置候小手形并御役所る御振出し御手形不殘引替、
差引殘一紙御預り書ニ書替候事

一 江戸表に御下し金之節ハ、爲替賃

金百兩ニ付銀拾三匁宛
銀壹貫目ニ付同拾貳匁宛 申請候事

但御日限道中十五日限り

(以下四行朱書)

本文爲替賃銀之儀、外御振合も被爲在候ニ付

金百兩ニ付銀拾貳匁宛 請取可申様可仕候、自然不引合ニも御座候ハ、追而御増銀之儀
銀壹貫目ニ付銀拾匁宛

可奉願上候

ノ

一 御年貢銀自然大津御役所に當方ニ請取ニ罷出候義は、御斷申上候事

但是は出勤之者萬一心得違等出來候儀も難計故、御斷申上候事

一 大坂御金藏渡り金銀、當 御役所に持參之節、爲替打銀左ニ

金百兩ニ付 銀三匁

銀壹貫目ニ付 銀七分

ノ

一 大津御役所に罷出候儀は、年頭・八朔之御禮并御上納皆濟之節、御切手引替、御勘定引合せニ

罷出候外は、自然臨時御用向ニ而御呼出御座候ハ、格別、其餘ニ時々罷出候儀は不仕候事
一年・八兩度之外は、暑寒御伺物等之儀ハ不仕、其外都而音信・贈答御斷申上候事
右之通御儀定仕候事

右存寄書九月十六日笹七殿方に封入登ス

(以下二行朱書)

右之内朱字之分ハ、閏九月廿九日、大津 御役所に覺兵衛・龍助出勤之節、御元メ吉田菅助
様ニ段々御引合有之、其節書入いたし候事

京都御用達

黒門通下立賣上ル所

笹屋七郎兵衛

大津旅宿

大津坂本町

釜屋藤兵衛

一 卯閏九月廿八日朝、八軒屋堺源三十石船に覺兵衛・龍助乗船、同日暮半時伏見へ着、翌廿九日早
朝伏見出立、同日九ツ時大津旅宿釜屋藤兵衛方に着、直様兩人共 御役所に出勤、持參物左ニ
(本行朱書)
御掛屋御免相願候ニ付、此書物類天保十五辰年七月八日、大津御役所ニ請取消合

差上申一札之事

(朱線)

當御支配所大和・河内國村々御年貢其外金銀下懸改方、甚兵衛に被仰付候ニ付、諸事入念大切
ニ相勤、當節村入用減方厚御世話も被爲在候折柄ニも御座候間、大坂御金藏納ニ付、差定候銀

座常是包料・入目等之儀者格別、其餘御金箱代・江戸爲替賃・下改料・諸雜用共、情々相減候様可仕候、萬一引負金銀出來仕候節は、證據地攝津天王寺村々甚兵衛所持仕候田畑、御領・天王寺領合九町五反八畝十六步、分米百貳拾五石七斗壹升四合別紙反別帳之通、御引上ケ御拂之上、不足相立候ハ、證人引請辨金仕、聊御差支不相成様可仕候、依之御請證文奉差上候所如件

天保十四卯年閏九月

大坂長堀茂左衛門町(内「実印」)

住友甚兵衛○

同豊後町

證人 泉屋さち

代判

泉屋源兵衛○(内「印」)

都筑金三郎様
御役所

(中略)

一 江戸表に下シ金銀之賃銀書附、江戸屋平右衛門を取寄差上ル、左ニ

賃銀覺

一金百兩ニ付

六日限 賃五拾五匁

七日限 同四拾五匁

八日限 同三拾五匁

十日限 同貳拾目

並 同拾壹匁

一 壹分銀百兩二付

六日限 賃八拾三匁

七日限 同六拾七匁

八日限 同五拾貳匁

十日限 同貳拾八匁

並 同拾五匁

一 銀壹貫目二付

六日限 賃五拾五匁

七日限 同四拾五匁

八日限 同三拾五匁

付録 近世住友金融關係資料

十日限 同拾五匁

並 同七匁五分

右之通御定貨銀之外ニ、壹割増奉申請候、以上

卯閏九月十八日

住友様御店

江戸屋

平右衛門

(中略)

一十月十四日出御用狀十五日ニ到來、來ル廿三日大坂御金藏納銀貳百貫目并十一月六日江戸納貳百貫目有之ニ付、爲替手形差出し候様被 仰下、左ニ

請取申爲替銀之事

一銀貳百貫目也

右者都筑金三郎様御代官所御下シ銀、於當地慥請取申候、此代り銀於江戸右御屋敷御役人中、

來ル十一月三日限此手形を以御請取可被成候條、日限無相違可被相納候、爲後日爲替手形依而
如件

天保十四卯年十月十八日

住友甚兵衛

江戸中橋上榎町

兩替店名代
喜十郎殿

右爲替手形壹通御返書へ封入、十月十六日夜船ニ藤七持登り、御役所之御請取書持歸り候事、
但手形押切は諸手形留帳ニ有之

覺

一御印鑑 壹通

右之通慥請取申候、以上

卯十月廿二日

住友甚兵衛

大下森藏様

但御元ノ御三人之御印鑑也

口上

付録 近世住友金融關係資料

一 銀貳百貫目

内小玉銀貳拾貫目

右は都筑金三郎殿來ル廿三日書面之通り御上納ニ付、御改包御案内迄如此御座候、以上

住友甚兵衛

卯十月廿一日

常是

御役所

覺

一 銀四百六拾目

右都筑金三郎殿上納銀貳百貫目之分

右包料相渡申候、此外ニ爲入用相渡候儀一切無御座候、以上

住友甚兵衛

卯十月廿一日

常是

御役所

覺

一 銀貳百貫目

内小玉銀貳拾貫目

右者都筑金三郎上納銀明廿三日納ニ付、爲改包差出し申候、以上

卯十月廿二日

常是
御役所

都筑金三郎手代

大木森藏

(中略)

一 上納ニ付御立會御出坂被成候御手代三嶋耕作様、村方掛屋に納候節、金相庭は市中觸相場より如何程引請取候哉、認差出し可申候様被仰聞候ニ付、則御金藏札相庭并市中觸相場・兩替買相場・懸屋へ請取相庭、認差出し候事

一 翌日三嶋殿本家へ御越シニ而、是迄銀上納之處、今々金上納ニ取計候得は、郡内を請取相庭、是迄少々高直ニ受取、又者其方も世話少き候様相見へ候ニ付、金納ニ取計候得は如向候哉、談合可致旨被仰聞候ニ付、則翌日馬場に書附持參致候事、左ニ

覺

一 御年貢村方を請取候節金相庭之儀、當地市中觸出し相庭下直段より貳分引ニ而、以來請取候様可仕候事

一 御上納銀之儀、以來金上納ニ相成候得は、右觸相庭下直段より壹分下ニ而請取申候様可仕候事
一 追々御上納皆濟、村方ヲ持參仕候儀ニ付、前條相場之儀如何様とも御取究被成下度、尙又先日
被仰付候江戸納懸屋改料、古堅仁兵衛方は壹貫目ニ付貳匁宛ニ而是迄仕來候旨被仰聞、奉畏候、
私義も同様壹貫目ニ付貳匁ツ、請取候様可仕候、其外當地御藏納入用銀并爲替賃共、先達而奉
書上候通御聞届被仰付候御儀ニ御座候得は、早々御下知被仰渡候様奉願上候、以上

十一月廿三日

住友甚兵衛

大津
御役所

右之通書上候處、大津ニ御持歸被遊候事

(中略)

去卯年御物成銀差引勘定帳

御掛屋
住友甚兵衛

覺

一 銀百九拾四貫七百三拾貳匁

御物成初納 小手形百七拾六枚

一 同貳百七拾壹貫百八拾九匁

同 二納 小手形百七拾六枚

一 同四百拾四貫三百七拾六匁

同 三納 小手形百七拾五枚

一 同九百六拾七貫百六拾壹匁三分七厘七毛

同 皆納 小手形貳百六拾六枚

一 同拾四貫七百九拾八匁壹厘

但卯御年貢銀之内、江州湖上船運上銀御操替ニ相成候分、辰二月廿一日預り

一 銀壹貫百九拾七匁八分貳厘八毛

但筑山様御役所、御請取之分、二月廿六日預り

一 同八貫百拾六匁五分四厘

竹繩藁代銀請取、小手形九拾四枚

一 同三拾六貫九拾貳匁三分七厘貳毛

小物成銀請取、小手形百三拾五枚

合銀千九百七貫六百六拾三匁壹分貳厘七毛

内拂

銀貳百貫目

十月十八日江戸納、手形壹通ニ而上納

同貳百壹貫目

十一月十九日江戸納、手形壹通ニ而上納

同三百貳拾三貫六百九拾貳匁六分六厘三毛 辰二月二日江戸納之分、手形壹通ニ而上納

銀百六拾貳貫九百四拾貳匁六分六厘三毛

同百六拾貫七百五拾目

金貳千五百兩代

金壹兩ニ付
六拾四匁三分替

銀七百貳拾四貫六百九拾貳匁六分六厘三毛

銀三拾貳貫目

卯閏九月廿三日、大坂御金藏納

同貳百貫目

十月廿三日大坂御金藏納

同貳百貳拾七貫貳百目

十一月廿三日、大坂御金藏納

同拾四貫七百九拾八匁壹厘

十二月五日、大坂御金藏納

同五百四拾四貫目

十二月廿三日、大坂御金藏納

金八千五百兩代

金壹兩ニ付六拾四匁替

同七拾六貫五百三拾六匁

十二月廿三日、大坂御金藏納

同七拾七貫八百五拾八匁三分七厘

辰二月廿三日、大坂御金藏納

同五百拾匁八分九厘八毛

辰二月廿四日、筑山様御役所江御渡銀之分

同八貫百拾六匁五分四厘

辰三月十六日、大坂御金藏納

同壹貫三百三拾貳匁五分四厘五毛

辰五月十六日、大坂御金藏納

銀千百八拾貳貫三百五拾貳匁三分六厘三毛

合銀千九百七貫四拾五匁貳厘六毛

差引

殘銀六百拾八匁壹分壹毛

右者去卯閏九月ノ當辰五月迄奉預り候内、上納差引殘銀慥奉預り候、御差圖次第上納可仕候、
以上

天保十五辰年六月

住友甚兵衛

都筑金三郎様

御役所

(中略)

乍恐以書附奉願上候

當御支配所大和・河内國村々御年貢金銀下改御懸屋御用、去卯年ノ私に被爲 仰付難有奉存候、

付録 近世住友金融關係資料

當年も不相變右御用相勤申度奉存罷在候處、當五月江戸御表 御本丸御炎上被爲在、誠ニ以奉恐入候、此度 御造營被爲 仰出、右御用物之内、御丸地銅吹立急御用被爲 仰出候ニ付、先頃ノ日々御用多相成、其上召遣下代共無人ニ御座候旁、甚奉恐入候得共、御懸屋御用難相勤候間、御免被仰付度奉願上候、何卒御憐愍ヲ以御聞濟被爲 成下候様、乍恐以書附奉願上候、以上

天保十五年

六月

住友甚兵衛

都筑金三郎様

御役所

(下略)

九 御年貢銀借入に付引當差入證文

添證文之事

一 銀百九拾貳貫貳百七拾目也

右者 都筑金三郎様御代官所御年貢銀、江戸 御金藏納ニ相成候内之分、書面之銀高愷ニ預り申候所實正也、來辰正月廿一日、御差圖次第無遲滯相渡可申候、右爲引當左ニ

一金五百兩 但此銀三十拾貳貫五百目也

是者井上河内守様御家來三人連印、錢屋彌助當證文壹通

(付箋)

(付箋)
此證文十一月限ニ御座候處、利足丈相渡、證文切替之儀、追而御切替之積リニ御座候、
以上

一 銀百貫目

是は木村惣左衛門様御家來三人連印、平野屋甚右衛門當證文壹通

一 銀八拾壹貫貳百貳拾目

但し去ル文化十四年ノ銀九百目宛之年賦證文

是は油屋新作・油屋新助・油屋吉兵衛三人連印、錢屋彌助當證文壹通

一 銀貳拾貫目 但當卯年ノ銀壹貫目宛之年賦證文

是は檜皮屋岩治郎代判安兵衛外三人連印、錢屋彌助當證文壹通

一 銀四百三貫貳百七拾壹匁三分四厘

但去ル文政十三寅年の三貫目宛之年賦證文

是は大津屋作次郎代判平野屋伊兵衛の錢屋彌助宛證文壹通

ノ五通

右之通差入置申候、萬一不都合之儀出來候共、證印之者の急度辨銀仕、御上納差支不申様可致候、
仍而證文如件

天保十四年卯十二月

錢屋

彌

助(印)

右同人代判

錢屋

證人

新兵衛(印)

支配人

同 太兵衛(印)

都筑様御掛屋
住友甚兵衛殿

一〇 和佐保銅代金前借證文

覺

一金三百兩也 但文字金

右は飛州和佐保山出銅代御仕切金宛ニ、此度前御貸渡被下、慥ニ請取申候所相違無御座候、追而御役所表ル御渡シ之節、御勝手ニ御引取可被下候、依之書付相渡申候所如件

文政四巳年五月九日

田中半次郎(印)

泉屋官兵衛殿

御役所ル御渡リ金迄、利足之儀、八朱之定ニ御座候、以上

一一 借用滯金返濟方に付頼談書

御頼談書

御店之儀、廿四ヶ年前文化三寅年御開店以前ル、段々御懇意被下、追々金子融通も被成下、夫々

付録 近世住友金融関係資料

賣用向相賄來候所、一體私共商賣柄ニ付、折節一時ニ大金入用之儀も有之、其時ニ御融通被成下、連々借用金相増、十七八ヶ年以前は、年々大金御借居同様ニ相成、殊ニ最初は百兩ニ付七拾匁宛之割を以、利足相勤候故、彌増借用高相増、當惑仕罷在候所、去ル酉年中右借用高之内、千兩者年八朱、千兩は年一割ニ而、都合貳千兩丈ケハ暫御貸居ニ被成下、其外當用出入之分は、年一割貳分之積御利下ケ被成下候所、其後も當用之分、追々大金借用仕候ニ付、矢張先前之通年々利足四五百兩、或は七八百兩宛も差出候様相成、御陰ニ而商用向夫々取計候儀ニハ候得共、利拂而已ニ追れ候仕合、甚當惑仕候間、尙利下ケ等之儀も御内願申度、近年中心掛候得共、何分時々金高入用差掛御頼申上候事故、右等之儀も申出兼、尤去ル亥の冬頃は、御店も諸向御掛引多ニ相成、御融通も御世話敷御様子ニ而、當用之儀も御取計不被下、私ども差扣、御頼も不申上候得共、去秋中ハ差引尻當用之分も、居り金同様拜借ニ相成居、其上芝様御役所御用金之分も、私方ニ而引請取計候故、旁以去年中利足高も過分之儀ニ御座候間、いつれ御頼申上、御勘辨も相願度、既に去秋中も各様方に御内咄も申上掛候得共、其後御互ひニ繁用ニ而、夫成ニ打過、最早此節ニ至、御店御勘定御調らへ時ニも相成候故、無據去年中利足も多分之高なから、漸御勘定立仕候儀ニ御座候、誠に前文之通初發は數十年之間、厚御介抱ニ預り候所、先々御店に對し、聊不實意之御

仕向も不仕、無難ニ取計來候得共、ケ様成行候而は、往々立行之程も如何と被存、殊ニ私共義も三四拾年來御當地出府罷在、長々之間御用向・家業躰、是迄無滯取續來候所、最早兩人共追々老衰ニもおよひ、人命不定之世の中、萬一之儀御座候而ハ、御店始諸向に對し、御不實意之儀も出來、子孫に難澁相殘候様罷成候而ハ生涯之瑕瑾と、頻りに不安心ニ奉存候間、何卒此上右借用金返濟方格別之御勘辨御願申上度、勿論數十年來御店之御懇情預御世話ニ候而已、別段御爲御奉公も不仕候得共、年來相納候利足も相束ネ候ハ、凡壹萬貳三千兩ニも可及申、且又稀々御店御融通御差支急御入用之節、入金御談ニ而日數五七日或は十日位上ケ置候分、利足日步勘定ニ御立被下候得共、内實外方ハ急手段致し、品ニ寄半月一ヶ月高利之他借ニ而間ニ合候故、不少内損立、又は疵金・丁銀等入替取計候節も、日歩は内損之儀も有之、猶濱松様・小田原様等之大無盡之儀も、私方ニ而は御屋鋪に聊御由緒も無御座、全御店に數口御引請御迷惑ニ付、御談加入罷在、右等も他借利付之金子を以掛廻し候得ハ、無難終候而も滿會之上は、算當過分之内損相立候儀ニ御座候、右は畢竟年來預御懇情候御恩報と奉存取計置候上は、改是等之趣不申上候共の義ニ御座候得とも、御店も追々御支配御引代り之事故、是迄之手續キ委細之儀は、御存も被下問敷奉存候間、數年來御店蒙御懇情ヲ、私共も聊不實意之御仕向等不仕譯ケ合、御承知被下度ため認申

上候、いつれ年來御懇意合之故を以、御憐愍御願申上候外無御座、萬端御推察被下、此上當時拜借殘金之分返済方、格別之御賢慮御勘辨御願申上度、思召之程憚入候得共、私共存慮之趣左ニ御願申上候間、何分宜御承知可被成下候

一金千兩 酉年以來年八朱ニ而居り借用之分

一金千兩 同斷年一割ニ而居り借用之分

一金千八百五拾兩 亥八月中勘定當用借用差引殘金之分 年一割貳分ツ、

メ金三千八百五拾兩

但子年中迄利足勘定不殘相濟居申候

内

金五百七拾四兩壹分・銀八匁七分五厘

是ハ小田原様無盡壹口加入、當丑二月十一會目迄掛金メ高之内、せり鬪割返し請取候分差引、全く正金差出有之分、此度右無盡壹口私持之分、御店に御引取被下、右借用金之

内に御請取ニ御立被下度事

金貳百七拾五兩貳分・銀六匁貳分五厘

是ハ此度正金ニ而返濟可仕候

小以金八百五拾兩也

引メ金三千兩也

此分無利足十ヶ年賦位ニ御頼申上度奉存候得共、無利足と申候而ハ、御店法差支之程も難計奉存候間、當丑方來ル戌迄十ヶ年之間、壹ヶ年金三百五拾兩ツ、返濟、都合三千五百兩を以、元利共皆濟之積奉願候

右之趣貴所様方先ツ御内見被下、幾重ニも厚く御憐察御賢考之上、御同役様方にも御内評被下、御本家様に何分宜御内願被仰上被下、何卒此上御店に御不實不仕、私共取續候様、偏御慈計御工夫被成下候様奉願候、以上

文政十二丑年二月

田中半十郎(印)

長助(印)

住友様御店

大西半兵衛様

妻鳥晋右衛門様

一一一 爲替手形

請取申爲替金之事

一金百五拾兩者 但文字金也

右者當地大門通中嶋屋久兵衛殿の大坂北濱壹丁目和泉屋新四郎殿に爲登金ニ而爲替取組、於當地
慥ニ請取申所實正也、然ル上は此代り金手形參着次第、右新四郎殿を御請取可被成候間、無相違
御渡可被下候、爲後日爲替手形仍如件

安永四未年十月十六日

大坂長堀茂左衛門町

泉屋吉左衛門殿

江戸淺草諏訪町
同甚左衛門(印)

外ニ添狀有

〔裏書〕表書之通慥請取申候、以上

未十月廿四日 長濱屋 半右衛門

請取申爲替銀之事

合銀壹貫百七拾四匁也

右者松山奧平志津摩殿ヲ請取申處實正御座候、然上は右代り銀其御地於御屋敷、堤十左衛門殿ヲ御請取可被成候間、此手形參着次第、無間違御渡シ可被成候、仍而爲替手形如件

安永五申年十一月四日

別子銅山
泉屋半兵衛(印)

大坂長堀茂左衛門町
泉屋吉左衛門殿
添狀添

(裏書)
「表書之通銀子請取申候、以上」

申十一月十五日
堤十左衛門(印)

爲替證文之事

一 銀貳貫目也

右者當地鍔屋金五郎殿爲替銀爲替取組、銀高之通慥ニ請取申候、此代り銀於御地、道修町貳丁目

付録 近世住友金融關係資料

小西伊兵衛殿方_ニ、此證文參着次第無間違被遊御渡可被下候、爲其爲替證文仍而如件

寛政十二申八月七日

長崎浦五島町

同 慶藏(印)

大坂長堀茂左衛門町

泉屋吉次郎様

義助殿

「(裏書)表書通慥受取申候

小西伊兵衛(印)

代 岩松 〱

覺

一金千兩也

右は加州 本多磐松様爲御替金、慥ニ請取申候、然ル上者同所宮腰錢屋五兵衛殿方_ニ早速相達可申候、爲其請取一札依而如件

文政八酉年六月十五日

北風莊右衛門(印)

泉屋甚次郎殿

後記

近世住友の金融史の研究について、種々の問題点のあることは、本文のはじめに述べられた通りである。住友の主業は銅鉱業・銅精錬及び銅貿易であるが、そのほかに金融業・輸入業・不動産業をも手がけている。なかでもこの金融業は主業銅業に次ぐもので、主業とも関連して、両替、札差、諸藩・代官の蔵元・掛屋、銅座掛屋など広汎な活動が見られた。これらの研究には、先ず関係史料の調査・整理・解明の作業が必要である。しかして、金融業は住友の近世史において大きな分野を占めるものであり、今後の研究に俟つところ大である。

本輯はこの金融史研究の序論ともなるもので、大阪大学名誉教授宮本又次博士の御執筆をもととして、室員今井典子がその編集並びに付録の作成に当った。

昭和五十八年七月

住友修史室

昭和五十八年七月二十日発行

658 神戸市東灘区住吉町反高林一八七六ノ一
編纂発行 住友修史室

001 京都市南区唐橋門脇町二八
印刷 河北印刷株式会社